

令和7年第2回砂川市議会定例会

令和7年6月17日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 令和7年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 議案第 3号 令和7年度砂川市下水道事業会計補正予算
- 日程第 2 一般質問
- 延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和7年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 令和7年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 議案第 3号 令和7年度砂川市下水道事業会計補正予算
- 日程第 2 一般質問

辻 勲 君
沢 田 広 志 君
武 田 真 君

○出席議員（13名）

議長 多比良 和 伸 君
 議員 是 枝 貴 裕 君
 伊 藤 俊 喜 君
 高 田 浩 子 君
 中 道 博 武 君
 沢 田 広 志 君
 辻 勲 君

副議長 小 黒 弘 君
 議員 石 田 健 太 君
 山 下 克 己 君
 鈴 木 伸 之 君
 水 島 美喜子 君
 武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	板 垣 喬 博
砂 川 市 監 査 委 員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部 部長	三 橋 真 樹
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	安 原 雄 二
市 民 部 長	堀 田 一 茂
保 健 福 祉 部 長	畠 山 秀 樹
経 済 部 長	野 田 勉
建 設 部 長	斉 藤 隆 史
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	為 国 泰 朗
病 院 事 務 局 審 議 監	倉 島 久 徳
総 務 課 長	岩 間 賢 一 郎
政 策 調 整 課 長	安 武 学

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	玉 川 晴 久
指 導 参 事	神 島 亘 基

教 育 委 員 会 技 監 徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長 下 道 く み こ

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 三 橋 真 樹

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長 野 田 勉

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 安 武 浩 美

事 務 局 次 長 越 智 朱 美

事 務 局 係 長 野 荒 邦 広

開議 午前 10 時 01 分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第 1 議案第 4 号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 号 令和 7 年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2 号 令和 7 年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 3 号 令和 7 年度砂川市下水道事業会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第 1、議案第 4 号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 5 号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 号 令和 7 年度砂川市一般会計補正予算、議案第 2 号 令和 7 年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第 3 号 令和 7 年度砂川市下水道事業会計補正予算の 6 件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 辻 勲君 (登壇) おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

6 月 16 日に委員会を開催し、委員長に私辻、副委員長に鈴木伸之委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第 4 号から第 6 号、議案第 1 号から第 3 号までの一般会計、特別会計、事業会計の補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 多比良和伸君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第４号から第６号、議案第１号から第３号までを一括採決します。

本案を予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第２ 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第２、一般質問に入ります。

質問通告者は８名であります。

順次発言を許します。

辻勲議員。

○辻 勲議員 （登壇） おはようございます。それでは、一般質問をさせていただきます。

私は、大きく１点でございます。選挙投票率のアップについて、本年３月、令和７年第１回砂川市議会定例会において、７月に予定されている参議院議員選挙の執行における経費として「オンデマンド型移動期日前投票所巡回事業」が予算化されました。高齢者や障がい、その他の理由により、自力で最寄りの投票所へ行くことが難しい方のために自宅前、周辺に駐車した車（オンデマンド型移動期日前投票所）で期日前投票を受け付けるものです。３月議会では、この事業は道内では２町で、全国では市としては初めてと説明がありました。

また、私が過去一般質問した中で、平成１１年第３回市議会定例会において投票率をアップさせるために全投票所に音楽を流し、気軽に投票できる環境づくりをと提言しました。平成２７年第３回市議会定例会では、公職選挙法の一部改正による１８歳選挙権について質問し、１８歳、１９歳も新たに有権者となることから、国や地域の問題を主体的に考え、行動するようになる「主権者教育」の実施を若者の政治への関心が高まるよう期待されることから推進するよう求めました。このようなことを踏まえて以下の点について伺います。

（１）投票率アップの一環として、緊張をほぐすため投票所にＢＧＭなど音楽を流すことについて、選挙のたびに投票に私も行っていますが、ＢＧＭなどが流されているときと流されていないことがありましたが、このことについて。また、投票所の環境づくりにつ

いて何か検討されていることがあるのかについて伺います。

(2) 平成28年の参議院議員選挙より18歳以上の選挙が行われていると思いますが、平成27年の一般質問において平成27年8月31日現在で砂川市に住民票を有する方のうち、18歳の方は132名、19歳の方は145名で277名とのことでしたが、現在のところ何名になっているのかについて。また、18歳、19歳の投票者数は選挙ごとに増えているのかについて伺います。

(3) 主権者教育について、国では選挙権の年齢引下げに関連して、高校生向けの主権者教育に関する副教材及び指導用教材を作成しているが、砂川高校との連携した意識調査の実施などはしていないとのことでありました。また、選挙管理委員会として政治への関心を高めるためにどのような働きかけが必要であるか、今後、砂川高校へ協議に行くとも述べておりましたが、現状と今後について伺います。

(4) 最近の選挙ではSNSの活用で投票依頼もできるようになっていると思いますが、このことについて見解を伺います。

(5) このたびの「オンデマンド型移動期日前投票所巡回事業」で内容について町内会の回覧など周知が行われておりますが、来月行われる参議院議員選挙投票率アップに向けての取組と、その後に行われるであろう今後の各種選挙対策にどのように生かしていくのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長 多比良和伸君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 三橋真樹君 (登壇) 大きな1、選挙投票率のアップについてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 投票所でのBGMについて流されているときと流されていないときがあることについて、また投票所の環境づくりについて何か検討していることがあるのかについてであります。現在各投票所においては投票所内の雰囲気を和らげる効果があるものとして音声の入っていないクラシックなどのBGMを流しております。平成26年12月の衆議院議員選挙まではラジカセを使用していたため、カセットテープの入替えのときなどにBGMの空白が生じていましたが、平成27年4月の北海道知事、北海道議会議員選挙からは全ての投票所において再生機器をラジカセから電子プレーヤーに入れ替えたことで、ほぼ途切れることなくBGMを流すことができる環境になったところであります。ご質問のBGMが流されていないことがあったというご指摘につきましては、投票所での電子プレーヤーの操作の際、設定を誤り、再生がストップしてしまった、あるいは音量が小さ過ぎて聞こえづらかったなどの状況が考えられますので、7月に予定されている参議院議員選挙の際にはそのようなことがないよう投票所事務従事者に対し周知を徹底してまいります。

また、投票所の環境づくりについて検討していることでありますが、近年期日前投票制

度が広く浸透してきたことにより市役所1階に設置している期日前投票所での投票者が増加し続けており、曜日や時間によっては受付が混雑し、投票所への入場をお待ちいただくという状況が発生していたことから、7月の参議院議員選挙からは投票にかかる所要時間を短縮できるよう選挙時に郵送している投票所入場券の裏面を期日前投票宣誓書に変更することとしました。あらかじめ必要事項を記入し、期日前投票所へお持ちいただくことによりスムーズな受付を行うことができるようになり、投票所の混雑緩和が図られることから、より投票しやすい投票所の環境づくりにもつながると考えております。

次に、(2) 現在18歳、19歳が何名になっているのか、また18歳、19歳の投票者数は選挙ごとに増えているのかについてであります。砂川市の令和7年6月1日現在の選挙人名簿登録者のうち、18歳の方は120名、19歳の方は111名、合計で231名となっております。また、18歳、19歳の投票者数につきまして近年の選挙における状況を申し上げますと、令和6年10月の衆議院議員選挙では18歳、19歳の投票者数115名、投票率47.72%、令和5年4月の市長、市議選挙では18歳、19歳の投票者数104名、投票率40.63%、令和4年7月の参議院議員選挙では18歳、19歳の投票者数114名、投票率40.86%となっております。

次に、(3) 主権者教育について、砂川高校への働きかけの現状と今後についてありますが、選挙に対する意識啓発、主権者教育については、在校生の一部が選挙権年齢に達する砂川高校への働きかけが重要であると考えており、国政選挙、地方選挙の有無にかかわらず、毎年砂川高校に対し選挙制度の基礎知識に係る出前講座のご案内を行っております。出前講座につきましては、これまで実施には至っておりませんが、砂川高校からの要望に応え、令和2年から現在まで毎年生徒会の役員選挙の際に投票箱の貸出しを行っており、生徒の皆さんに実際の選挙で使われている物品を直接目で見て触れていただくことで選挙をより身近に感じてもらうよい機会になっていると考えております。今後につきましてもこれらの働きかけを継続していくとともに、既存の取組にこだわらず、他市の手法についても参考にしながら効果的な方策を検討してまいります。

次に、(4) 最近の選挙におけるSNSを活用した投票依頼についての見解ですが、平成25年4月の公職選挙法改正によりインターネットを活用した選挙運動が解禁され、今年で12年目となりました。SNSを使った選挙運動は年々活発になり、今や選挙に欠かせないツールの一つではありますが、気軽に利用できるからこそ、注意しなければならないルールが多いことも指摘されております。ご質問の投票依頼については、SNSでの呼びかけが認められている一方で電子メールによる方法は禁止されていること、期間については公示日から投票日の前日までに限定されており、投票日当日は認められていないこと、年齢については18歳以上の者に限られていることなど、まだまだ周知が進んでいない実態もあると認識しておりますので、今後は選挙に係る広報、啓発などの際にそういった周知を取り入れることについても検討してまいります。

最後に、（５）来月行われる予定の参議院議員選挙の投票率アップに向けての取組と今後の各種選挙対策にどのように生かしていくのかについてであります。来月に予定される参議院議員選挙に向けては広報すながわ、市ホームページ、市公式LINEによる周知のほか、新聞への折り込みビラ、市内各所への啓発看板設置など、様々な取組により投票を呼びかけてまいります。また、選挙期間中には令和元年7月の参議院議員選挙を最後に新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施を見送っておりました社会福祉協議会、町内会連合会、民生児童委員協議会、商工会議所、青年会議所など市内主要団体により構成する砂川市明るい選挙推進委員会による啓発活動を6年ぶりに計画しており、多くの市民が集まる商業施設前での活動実施に向けて準備を進めているところであります。参議院議員選挙終了後には投票率の結果や取組の成果などを検証し、今後の選挙における投票率向上対策に反映させていくとともに、今回初めての実施となりますオンデマンド型移動期日前投票所巡回事業については、全国的にも事例が少なく、事業を実施する中で様々な課題や改善点が見えてくると考えられますので、利用者の意見を参考に見直しを行いながら、次の選挙に向けてもよりよい形での事業継続につなげていけるよう取り組んでまいります。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、再質問をさせていただきます。

今の答弁でほとんど理解をしたところなんですけれども、まず（１）の投票所における環境についてですけれども、まず理解はさせていただきました。私も自分のところしか行けないので、自分のところの状況のお話をさせていただきましたけれども、クラシックも流しているということも分かりました。本当に緊張する場所ですので、家族で行っても職員の方が、並んでいますので、それはしょうがないことなんですけれども、それだけで緊張してしまうということがあるものですから、このようなことを前から訴えさせていただいておりますけれども、そのように取り組んでいただいているということでまず理解をいたしました。

2点目につきまして、青年の今の状況、やはり前回から見たら18歳、19歳が減っているということで、逆に投票率は少しずつ上がってきているのかなという部分がありました。それで、これは教育委員会になるので、いいんですけれども、質疑というよりも成人式に選挙に関するパンフレット等もご案内していたと思うんですけれども、私も式典が終わったら帰るものですから、最近の状況をちょっと分かっていなかったんですけれども、この辺のところもまた成人式でも訴えていただければいいのかなと思っております。

それでは、3点目についてなんですが、これは（４）の部分にも関連しますけれども、今部長から答弁をいただきました主権者教育の普及について、ただ文部科学省を中心に懸念されているのが、先ほどお話がありましたように平成27年度の18歳、19歳になったときにインターネット投票の導入のこともあったんですが、インターネットの投票にセキュリティの観点でいろいろな課題がありますので、その点もまた注意事項として今後

についても検討していかなければならないなと思いますけれども、いずれにしてもインターネットを活用して増やしていくということで先ほども答弁をいただきました。

次に、4点目ですけれども、インターネットを活用しての選挙運動は18歳以上になってからできるようになったんですが、先ほど部長からお話がありましたように情報の拡大も問題になっているということで、公示前と公示後の有権者のできることと、できないこともありますので、最近もいろいろな問題があったりもするんですが、そういう意味では公示前では当然電子メール、SNSを含んでの投票依頼はできないわけですが、政治家個人の公式のLINEとかYouTube、そういう動画や情報を友人に伝える、いわゆるLINE等で転送することはできるという部分もあります。公示になってきますと投票日前日までの期間でネットを使つての投票依頼もできるということで、LINE、フェイスブック等のSNSでのメッセージ機能、投票依頼はできるということでもありますけれども、その辺のところも先ほど部長から注意がありましたように、電子メールでの投票依頼は成り済ましとかいろいろな防止もあるということで、現在のところはまだできないということにはなっているようです。

それで、再質問ですけれども、特に(5)でお伺いしたいんですけれども、6月1日号の広報にオンデマンド型移動期日前投票所巡回の案内が掲載されたんですけれども、この時点ではまだ申込期限が決まっていないということで6月15日号の広報で出しますよということだったと思うんですけれども、先ほど部長が言っていましたように、1つよかったのが15日号に出ておりました期日前投票に対する宣誓書の記入が必要だったけれども、7月の参議院選挙から事前に自宅でも記入できるようになって、期日前投票での受付が円滑に行われるということになったということで、これは大変よいことだと思っておりました。それで、このことと併せまして再度移動期日前投票の利用の申込みが6月27日までということが15日にも掲載されて期限が決まったということなんですけれども、期間が短いかなと思ったりもしているんですが、私も市民9人ぐらいの方に今回のことについてお伺いしてみたんですけれども、オンデマンドの事業を知っているのかということを含めまして、あるいは広報を見たんでしょうかということも含めましてお話をしたんですけれども、その中のお二人の方は15日号の広報を見ましたとか、そのほかの人は、お話またいろいろあるんですけれども、ここで1つお伺いしたいのが、その申込みの中で要は介護施設とか病院等は対象にならないですよということなんですけれども、市民の方の中の話で介護施設も不在者投票しないところもあるのではないかなということもお話があったんですけれども、そういうところの対応というのはどのようにしていくのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 三橋真樹君 介護施設の不在者投票の取扱いということでございますけれども、私どもとしては施設さんの協力をいただいて不在者投票していただ

るように協力のご依頼をしているところでございます。詳細について資料とかを持ち合わせていないので、どういった施設なのかということで確認はできておりませんが、投票機会を奪うことのないようにというのが一番懸念をしているところでございますので、そういった施設の実態を把握した上で投票機会の確保ということで対応は図っていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今のことはよく分かりました。

それで、２７日の申込みの期限というのは、先ほども言いましたが、私の感覚としては、かなりいろいろ各団体にも宣伝しているんですけども、私の中ではまだ浸透できていないのかなという、それは市民の状況かなとは思いますが、２７日というのが短いのか長いのかという部分なんですけれども、これは事務的な大変な事業なので、今後の状況ということで２７日ということになったのか、その辺のところの状況をお聞きしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 三橋真樹君 期限が短いのではないのかということでございますけれども、こちらのオンデマンド型の巡回事業でございますけれども、位置づけといたしましては期日前投票所という位置づけになります。こちら公選法の規定がございまして、公示日に期日前投票所をどこに設置するかを市の選挙管理委員会が告示をしなければならないということになっております。ですので、これまでは市役所で期日前投票所を設置しておりましたけれども、お申込みがあればそのお申込みの数だけ場所が増える、告示すべき場所が増えるということもございまして、事務的な期間を担保しますと、この２７日がぎりぎりになる。今現在７月２０日に選挙されることが、投開票日と設定されることが有力視されております。そうなりますと、７月３日に公示日になるのではないのかということで準備を進めている関係もございまして２７日に設定をさせていただいているということでございますので、この点ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 すみません、細かいことになっていきますけれども。今参議院の予定はそうになっているので、この日程ということなんですけれども、そうですね。衆議院と違いますから、延びないですものね。分かりました。これは理解したいと思います。今後の選挙後のことについても対策していくということなんですけれども、新聞記事にも出ておりましたけれども、この目的は投票弱者、投票機会の拡充を図る目的で導入して、将来的には小規模投票所の統廃合や学校統合後の投票所変更など再編の可能性に加え車両による投票所の運営や手順などの蓄積を目指すとのことが出ておりましたのですが、今後もっと大きく言うとコンビニとか高校などに出向いて行うというような、オンデマンドでできるということは検討できるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 三橋真樹君 今現在私どもも初めての取組でございまして、全国的に事例も少ないということがあります。公職選挙法の規定に抵触することがないよというということで逐一車内の設備も含めて北海道選挙管理委員会の確認を取りながら実施をしているという状況です。今ほど議員さんからご指摘があったとおり、商業施設などに期日前投票所を開設をすると、設置をしているという事例は道内にもございます。その点は情報を把握しております。今回私どもでできることということでオンデマンド型の巡回事業ということで取り組んでおりますけれども、今後も先進事例については、この間も調査をしております。利用される市民の皆様のニーズ、ご意見も踏まえて今後どのように拡充していけるのかと、今後の投票所の在り方と併せて検討はしていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 了解いたしました。

それで、私も先ほど9人ほどの市民の方にも聞いたということの中で、今回このオンデマンドに対象になるであろうという感じのご夫婦の奥様と話をして、ご主人もおられたんですけれども、ご主人はちょっと耳、補聴器をつけないとあれだという部分もあるんですけれども、1日号を見ておりました。これはいいことだなと思って、札幌の娘さんも来たときに、そのご夫婦のことはもちろん娘さんですから分かるので、タクシーで奥さんが行って、往復代がかかりますよね。選挙している間は運転手さんの計らいでタクシー代追加は取られなかったんですけれども、往復で1,200円かかると、当に選挙に行くのにも大変だということだったんですけれども、この1日号のを見て、すばらしいことだなと思ったんですけども、結局申し込めることは全然分かっていなくて、お話もしたんですけれども、15日号で見てくださいということで27日ですよという話もしたんですけれども、このようになかなか浸透していくというのもちょっと難しいのではないかなと思っておりますけれども、そういうことも含めまして非常にこれはいい事業ですので、先ほど言われたように今後お願いしたいなと思っておりました。

もう一つ細かい点で、では車椅子はどうかということと、この申込みにおいてインターネットありますね。申込みした場合、家族で何人分とがありますけれども、代表でこれはすればいいのかということとか、そのことについての問合せが何件かあるのでないかなと思うんですけれども、その辺のことについてどのような問合せの内容が来ているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 三橋真樹君 実際の車の乗り降りのことですか具体の問合せというのはいただいているはいないです。ただ、家族全員がというお話がありましたけれども、家族全員がこのオンデマンド型の期日前投票所巡回事業の対象になるのであれば当然

対象になりますけれども、ご自身で投票所に行かれる方の事業ではございませんので、そこはもし問合せがあれば説明をさせていただきたいなと思います。また、車椅子で自力で車に乗ることができるということなので要件を付しておりますので、それでご心配をされている方のご意見なのかなと思いますけれども、お申込みいただいた際にご事情をお話をしていただければ私どもで対応できる部分には対応していこうと思っておりますので、そういった点のご心配を払拭できるように私どもとしましては問合せがあったときには対応していきたいなとは思っております。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、最後になるんですけれども、今後このオンデマンドに期待しながら終わりたいと思うんですけれども、高齢者の方とか障がいの方なので、当然申込みがなかなか大変という部分はあるんですけれども、電話のほうが多いのかなという気もするんですけれども、QRといってもなかなかQRできないとかこうとかあったりもするので、ぜひその辺のところを優しく対応していただいて、大変関わる方、職員の方は大変だと思いますけれども、そういったことを期待しながら、今後にまた、投票率アップに向けて期待しながら一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。終わります。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 （登壇） それでは、通告に従いまして一般質問してまいりたいと思います。今回の一般質問は大きく3点で、3項目にわたって一般質問してまいりたいと思います。

まず、大きな1点目として5歳児健診の実施についてであります。国は、5歳前後は対人関係や言葉の発達の遅れなどが見えやすくなる時期とされることから、発達障がいなどを早期に発見して就学前に必要な支援につなげようと5歳児健診の実施に取り組んでおります。子供の発育状況などを確認する乳幼児健診の場合は1歳半と3歳での健診が母子保健法で義務づけられておりますが、5歳児健診は自治体の任意であり、令和4年度に行った自治体は14%にとどまり、国は令和10年度までに全国での100%実施を目指し、健診費用の補助額を引き上げて自治体への支援を強めております。そこで、以下についてお伺いいたします。

（1）道内での5歳児健診の実施状況について。

（2）国の支援内容について。

（3）5歳児健診実施への市の考えについてであります。

続いて、大きな2点目ですが、市道南7号線の道路並びに歩道の維持と環境整備についてであります。国道12号から北海道電力砂川発電所方向に向かう市道南7号線は、最近では化粧品などの製造販売をする工場施設並びにカフェへ来場される観光客が自動車、時には歩いて行かれる方たちを多く見かけることがあります。しかしながら、市道や歩道はほこりが舞い、雑草が生い茂るなど、美観としても決してよいとは言えない状況でござ

います。そこで、以下についてお伺いいたします。

(1) 市外から多くの観光客が訪れ、通行する現状を踏まえ、観光の視点から現状をどのように受け止めているのかについてであります。

(2) 市道や歩道の維持管理、環境美化含め、整備の早期実施についてであります。

続いて、大きな3点目であります。北海道電力砂川発電所廃止による取組についてであります。令和4年6月24日、北海道電力株式会社より令和9年3月末に砂川発電所3号機、4号機の廃止が決定され、はや3年が経過し、廃止後について協議が行われてきましたが、いまだ明確な方向性が見いだされずに至っていたところ、本年4月25日に砂川市と北海道電力株式会社が「脱炭素社会の実現及び地域活性化に向けた包括連携協定」を締結した旨の発表がされました。そこで、以下についてお伺いいたします。

(1) 廃止後に向けた協議は今後どのようになるのかについてであります。

(2) 包括連携協定では4項目の連携事項があるが、具体的な動きについてであります。

(3) 包括連携協定の期限はどのようになっているのかについてであります。

以上、1回目の一般質問といたします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 (登壇) 私から大きな1、5歳児健診の実施についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 道内での5歳児健診の実施状況についてであります。乳幼児の健康診査につきましては、母子保健法の定めにより健康診査の実施が義務づけられている1歳6か月児健診及び3歳児健診のほか、各自治体によって任意取り組むこととされる健康診査に区分され、当市の状況におきましては、任意に取り組むこととされる健康診査のうち1か月児健康診査につきましては令和6年度より国の補助事業を活用し、事業を開始したところではありますが、5歳児健診につきましては未実施となっているところでございます。道内での5歳児健診の実施状況につきましては、北海道が本年4月に実施した5歳児健診の実施状況調査の結果によりますと、全道179自治体のうち国の補助事業を活用して実施している自治体が52市町村、補助事業を活用せずに実施している自治体が13市町村の計65市町村で36%の自治体で実施されており、また令和7年度開始予定が15市町村、令和8年度開始予定が10市町村となっております。空知管内においては歌志内市、深川市のほか5つの町で実施されているところでございます。

次に、(2) 国の支援内容についてであります。国においては出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的に、令和5年12月に1か月児及び5歳児健康診査支援事業が創設されたところであります。5歳児における健康診査支援事業の内容につきましては、実施年度に満5歳となる幼児を対象に、一般健康診査として身体発育状況や栄養状態のほか、発達障がいや知的障がいなど個々の発達の特性の早期発見、育児上問題となる事項の確認などを行う健康診査を対象に、集団健診を原則として、

健診に係る経費に対しまして1人当たり5,000円を上限に国が2分の1補助するものとなっております。また、集団健診の体制整備を図るものとして、市町村が実施する専門職等の研修事業などの支援として健康診査と同様に国が2分の1の負担割合となる国庫補助事業が活用できることとされております。

次に、(3)5歳児健診実施への考えについてであります。5歳児健診を行う目的としましては、5歳児前後の幼児期において一般に言語を理解する能力や社会性が高まり発達障がい認知される時期であり、保健、医療、福祉の対応の有無がその後の成長、発達に影響を及ぼすとされていることから、5歳児健診を実施することにより子供の特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ることとされております。また、現在市が実施している健康診査において子供の特性や発達について支援が必要とされる場合や保護者等による相談がある場合には必要な支援を行っているほか、幼児の大半が保育園等に通園していることから、保育園等とも連携しながら子供の特性を保護者と共有し、必要に応じた支援に努めているところでございますが、より専門性の高い発達障がい等の評価などが必要であると考えているところであります。このようなことから、5歳児健診の必要性については十分認識しているところであり、実施に向けて検討を進めているところであります。現在行っている母子保健法に基づく乳幼児健診の目的に加え発達の評価などの視点が加わることから、医療機関との連携はもとより、保育所、幼稚園など関係機関との連携など地域のフォローアップ体制の構築が必要となりますので、それら関係機関との協議検討を進め、早期の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 (登壇) それでは、私から大きな2の(1)及び大きな3につきましてご答弁申し上げます。

初めに、大きな2、市道南7号線の道路並びに歩道の維持と環境整備についての(1)市外から多くの観光客が訪れ、通行する現状を踏まえ、観光の視点から現状をどのように受け止めているかについてご答弁申し上げます。初めに、現状であります。市道南7号線につきましては国道12号から北海道電力砂川発電所方向へ向かう重要な産業用道路の一つであります。近年では化粧品などの製造販売を行う工場施設やカフェへの来訪者により交通量が増加しているものと認識しております。観光の視点から現状をどのように受け止めているかについて申し上げますと、工場施設やカフェへの観光客がこの道路を利用しており、地域内外から訪れる方々にとってアクセスしやすい環境づくりが求められ、地域の魅力的な施設や観光スポットへの入り口として位置づけられていることもあり、観光地としての景観や安全への配慮の必要性が高まっているものと認識しております。ご質問いただいた市道及び歩道にほこりが舞う状況や雑草の繁茂は、美観面だけでなく安全面にも影響を及ぼすおそれがあり、また観光で訪れる方々に対しても良好な印象を与えるもの

ではありませんので、早急に改善したところでありますが、今後も状況を注視してまいります。

次に、大きな3、北海道電力砂川発電所廃止による取組についてご答弁申し上げます。事前に通告のありました(1)につきましてはただいまご質問がございましたので、(2)からご答弁申し上げたいと存じます。(2)廃止後に向けた協議は今後どのようになるのかについてであります。まずは廃止後の跡地利用について、廃止までには一定の方向が見いだせるよう引き続き北海道電力には働きをかけてまいりますが、その後も今般の包括連携協定を基本に引き続き協議を進めていくものと考えております。

次に、(3)包括連携協定では4項目の連携事項があるが、具体的な動きについてであります。まず1項目めはカーボンニュートラル、脱炭素の実現に向けた相互連携に関することであり、協定締結後、引き続き協議を行っているところであります。次に、2項目めは砂川市の特産物、特産品及び地域おこしに関することであり、今月から協議を開始する予定としているところであります。次に、3項目めは北海道電力株式会社が検討する砂川火力発電所廃止後の跡地利活用に関することであり、地域経済、雇用創出のための産業振興策推進に向けた協議を進めております。最後に、その他の協議により必要と認めることについてであります。現時点では具体的に協議しているものはございません。以上4項目の中で2項目めの特産品及び地域おこしに関することについては、北海道電力の顧客と事業者をつなぐサービスとしてネットワークを活用したECサイトへの砂川市の特産品掲載等について早期に実現できるよう準備を進めているところであります。

最後に、(4)包括連携協定の期限についてですが、この協定は期限設定はなく、協議を継続していく中でお互いが合意した期間内で継続的に内容の見直しと改善を図ることになっております。

以上でございます。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 (登壇) 私から大きな2の(2)市道や歩道の維持管理、環境美化含め整備の早期実施についてご答弁申し上げます。

市道や歩道の維持管理につきましては、道路パトロールを随時実施し、通行上支障が生ずる部分については事故防止や近隣住宅等への影響も踏まえ補修等を実施しており、草刈りにつきましては専用車で6月から9月にかけて年2回実施しております。また、市街地を中心に花いっぱい運動等も含め地域住民の皆様、企業の皆様にもご協力をいただき、植樹枡の活用など環境美化にも努めているところであります。ご指摘のありました市道南7号線につきましては、平成13年度までに改良整備を実施し、平成26年には路面のひび割れやたわみ等の確認をする路面性状調査を実施し、道路状況について把握を行ったところであり、植樹枡内の枯れた街路樹など順次伐採を進めているところであります。また、火力発電所への通行が多いことから、北海道電力及び石炭の運搬を行う電炭车友会と協力

し、道路清掃を定期的実施するほか、地先の市民、企業の協力により環境美化に努めているところでありますが、今般このようなご指摘がありましたので、6月中旬に予定していました今シーズン1回目の草刈りにつきましては早急に対応したところであります。今後も円滑な通行の確保や歩行者の安全確保など必要に応じて修繕、整備を実施するとともに、環境美化に努めてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員の再質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○副議長 小黒 弘君 休憩中の会議を再開いたします。

休憩前の沢田議員の質問から行います。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、1つ目の5歳児健診の実施についてということで今ほど答弁をいただいたところであります。道内の実施状況を含めてもお聞かせいただきました。当初よりも道内でも実施をされていく自治体が増えてきているというのは確実に今の報告で分かりました。その中でも国庫補助を利用しているところもあれば国庫補助を利用しないで実施をされているところもあるということで、今の段階ではこういう形なんだなということと、令和7年、さらには令和8年でも実施に向けてということで取組を準備しているということでは十分分かりました。特に近隣では歌志内市さんはもう既に実施をされているということでもありますので、ある部分では歌志内市さんのやられていることも一つの勉強になるのかなと思っております。

国の支援内容については先ほどお聞きして分かりました。私もいろいろ調べるとそういった形、今国ではしっかりと取り組むための支援をやっているということでは了解させていただいております。

本題の部分では、(3)で5歳児健診実施への、要は砂川市の考え方ということが一番かなと思っております。先ほどの答弁をお聞きしていると、砂川市も協議しながら検討して、そして早期実施に向けてということの答弁だったのかなと思っております。先ほど答弁いただいたように、5歳児健診実施に向けてはいろいろな体制整備というか、実施するためのいろいろな形が必要になってくるという点についてはかなり今までの乳幼児の健診とは違う部分が出てきているのかなと思っております。5歳児健診で一例として言われているのが医師の確保、保健師の確保、これは必須条件になっているということであり、さらには心理職、保育士、教育職、作業療法士、運動指導士、言語聴覚士などなど幅広く必要な専門職ということがあるかと思っております。そこで、先ほど答弁の中でも砂川の場合は保育園、保育所との連携も取りながら、子供たちの様子も連携を取りながら様子を見ているということも分かりました。そこで、まだ検討、協議の段階ではあるかもしれませんが、

この実施に向けて今現在砂川市自体は、体制的にここは整っているけれども、この辺は整っていないんだといった部分はどこまで押さえているのか、この辺を聞かせていただきたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 健診の実施に当たっての体制整備ということでございますが、国においては健診時の体制といたしまして医師や保健師、保育士、さらには心理職の方または作業療法士などの専門士、専門職の方に入っていてそういう体制を構築するのが望ましいとされているところでございますけれども、当市といたしましてはどのような専門職の配置ができるのか、また必要なか現在検討を行っているところでございますけれども、医師はある程度必須なものと考えているところでございますし、また保健師、保育士についてもぜひ体制整備の中には加えていっていきたいと考えているところでございます。そのほか、心理士ですとか作業療法士等々の専門職については、今後砂川市としての必要性についてそれぞれ他の市町村の実施状況も参考にさせていただきながら、検討させていただきたいと考えているところでございます。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ある面では今後のことということで、専門職の関係、恐らくこの辺の体制としてきちんと準備することがかなりな労力というか、大変な部分なのかなと思っています。

そこでなんですけれども、今回の5歳児健診するに当たっては、もちろん保健師さん、ですから砂川市の場合はふれあいセンターを中心に保健師さんの皆様いらっしゃるんですけれども、ただ5歳児健診になると発達障がいとの関係もあるということで専門性の持った保健師が必要になってくるといったことがうたわれております。今いらっしゃる保健師さんが駄目ということじゃなくて、これを実施するためにやはり専門性を持った、特に子供たちの様子もきちんと見て、状況を把握して対応できるといったことの専門性の持った保健師さんが必要だということなんです、発達障がい児に合わせた専門性の持った保健師さんというのは今現在砂川市の保健師さんの中にはいらっしゃるのでしょうか。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 発達特性の専門的な保健師というところでございますけれども、それぞれ保健師につきましては日々いろいろな、3歳児健診ですとか1歳6か月健診ですか、そういう場合においてもそのような発達の特性に対する相談等を受けてそれぞれに対応、相談をしているところでございます。必ずしも専門的かといいますと、そこまでの専門性はないのかもしれませんが、そういったところで今現在もそのような健診の際に発達障がいのそういう相談にも対応してきているところでございますので、5歳児健診の実施に当たっても対応は可能と考えているところでございます。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今現状の保健師を通してながら5歳児健診については対応ができるということの答弁だったかなと思っています。今いらっしゃる砂川の保健師さん方は、ある面でいろいろな関係を含めてしっかりと頑張っているのは私も現に見させていただいていますから、そういう点では大変ありがたいなと思っています。ただ、5歳児健診となると今までと違った部分の仕事量というのかな、その部分が出てくるのかなと思っています。それで、専門保健師、特に発達障がいを持つ子供たちに関しての専門保健師ということになると、ある部分では、よくうたわれているのが発達の評価とか健康相談、支援の検討、生活習慣指導、情報提供といったことが求められていく、その一例の中には発達の評価とはどういうことなのかと、5歳児健診では子供の運動機能、認知機能、言葉の発達などを評価し、発達の遅れや不調を早期に発見するといったことが、そういったことを含めて、今までの乳幼児健診もしながら分かってきているかとは思いますが、ただ5歳児健診になると、5歳というのは自分の意思で、判断で言葉も発するし、見方も分かってくるといったことでは今までの乳児健診とはちょっと違う部分があるのかなということでありま

す。それで、先ほどの国の支援の関係からもありましたけれども、例えばそういった専門職に対しての支援といったことも国では強化するということでありました。その中で、例えば専門の保健師としてできる部分というか、資格としてこういうものもあるんだなと改めて私も今回見させていただいていますけれども、例えば児童発達支援士、発達障害児支援士、子ども発達障がい支援アドバイザーなど、こういったことをしっかりと専門性を取得しようとする保健師さん方はしっかりとスキルアップしているといったことで、こういったことに対してもたしか国は、例えば受講しよう、講座に行くといったことに対しても国はたしか支援という形が今回あり得るんじゃないかなと思うんですが、そういった部分の専門の保健師というのは私はこれからつくっていくべきじゃないのかなと思うんですが、この考え方はいかがなんでしょうか。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 保健師のスキルアップというところでございますけれども、5歳児の健診に当たってはそれぞれそういう保健師等、保育士などに対する研修に対する支援というところは国においても支援をするということになっているところでございますし、またそのほか関係機関におきましても5歳児健診に当たっての研修事業というものもいろいろ今現在やられて実施しているところでありますので、そういう研修にも現在の保健師を参加する形で5歳児健診の実施に当たってよりスキルアップをしていきたいと考えているところでございます。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今ほどの答弁では現在研修も含めてやられている部分を通してということでありました。この辺は、私はできるならばそういった専門性もスキルアップで保

健師さん方が身につけるということは、さらに砂川の保健師としての活動が幅広くなるのかなと思っておりますので、そんなことを思いつつ、お願いできればと思いますが、そこで先ほど1回目の答弁ではこのことについては早期実施に向けてということでお話がありました。であれば、砂川市としてはいつ頃から5歳児健診をスタートしようとするのか、今現在の検討、協議を踏まえて準備が整わないことにはできないんでしょうけれども、この辺どういう考えをされているのか聞かせていただきたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 実施時期ということでございますけれども、健診の実施に当たりましては、先ほどから言われているとおり医師などの専門職に加えて健診体制やその後のフォローアップ体制の構築というところが必要になりまして、その構築に当たってはそれぞれのそういう専門職の方々、医療、福祉、保健、教育などとの、そのような関係機関にそれぞれ意見をお聞きしまして、それでそういう方々の意見を聞いて調整することにも必要になってくると思います。体制を整えていくというところでは私どももその体制が一番重要なところと考えておりますし、なかなか難しいところかなと思っておりますので、現状においてはいつからということとはちょっと申し上げられませんが、早期の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今の段階ではいつ頃ということについては明言ができない、要は体制整備がしっかりと整ってからということなのかなと思います。今ほどの答弁をお聞きしていても、基本的に5歳児健診は今までの乳幼児健診とまた違ってチームとしてきちんとした体制づくりができていかなければいけない部分があるのかなと、私も今の答弁を聞かせていただきながらそう感じさせていただきました。

先ほど1回目の答弁のときに国庫補助をいただいて5歳児健診をされているところもあれば補助対象外でも健診を実施していますよといったことがある、要は国の補助のために補助要件を満たして実施するか、もしくはしていないけれども、やっていますよといったことなのかなと私は思っているんですけれども、であれば砂川の場合、基本的にやはり令和10年までに100%実施してほしいという国の考えの下でいくと国庫補助の要件を満たして実施しようということが一つの大前提なのかなと思うんですが、ただまだ体制的にできなければ国庫補助は満たせないけれども、要件なしで実施しようといったことも考え方としてあるんですけれども、この辺の考え方も含めて、期限については明言がありませんけれども、どんな考えをしているのか聞かせていただきたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 国庫補助の活用ということでございますけれども、活用していない自治体につきましてはお医者さんが関与していないですとか、全員を対象にして行っていないという形で実施しているところでもありますけれども、砂川市といたしまして

は医師にも入っていただきながら、5歳児全員を対象として実施していきたいと今現在考えているところでありますので、当然国庫の補助も活用しながらという形で今現在は考えているところでございます。

○副議長 黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 国庫補助要件を満たした中での実施に向けて努力していきたいということなのかなと思っております。そういったことについてはしっかりやっていただきたいと思うんですが、先ほど明言はできないということでありましたけれども、令和10年には国は100%5歳児健診を実施していきましょうというスケジュールがあるわけですが、少なくとも、であれば令和10年までには砂川市としては先ほど言ったように体制もきちんと整えて、国庫補助がもらえる形の要件を満たしながら実施するということは、そこが恐らく最後の締切りのところかと思うんですが、それまでにはやれる、やろうということ考えているのかどうか聞かせていただきたいと思います。

○副議長 黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 山田秀樹君 健診の実施に当たっては早い時期ということでご答弁させていただいておりますけれども、令和10年までという国の考えでございますけれども、それまでにはといいますか、実際は8年、9年までぐらいには私どもとしては実施をしていきたいと考えているところでございます。

○副議長 黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 国では5歳児健診100%実施に向けてと力強く思っているところでありますので、ちょっと先ではありますけれども、令和10年までには実施できるようにしっかりやっていただきたいなと思いますし、国の先ほどの支援の関係でも答弁いただきましたし、私もちょっと話をさせていただきましたけれども、国自体も、これは令和6年度の補正予算でもありましたけれども、国のこども家庭庁を通して乳幼児健康診査実施支援事業といったことで、健診が確保できないということも承知しながら何とかしなければいけない、医師以外の専門職が確保できないといったこともあるからこういったことをしよう、そして健診実施に当たっての基本的な運営は、特に5歳児についてフォローアップも含めた体制整備が困難といった課題が挙げられているということも国は押さえているようなので、その辺は重点的に含めながら各自治体には実施に向けて努力してほしいということなのかなと思いますので、その辺を含めながら今後しっかりやっていただきたいと思いますが、この件では最後、ただ1つ心配なのが発達障がいといったことで、今現在自治体の任意の健診であるということからやはり保護者、お父さん、お母さん、要するに子供さんを持っていられる方たちもこの5歳児健診に対する思い、ちょっと心配だといった部分が、いろいろ調べていくとあるようなんですけれども、その辺をしっかりと払拭じゃなくて理解してもらう、5歳児健診を受けて、その子供の状況を把握することによって保護者にとっても子供の子育てにも役立つだろうし、また今後の小学校に入るときへの学習

支援だとか生活支援といった連携につながるかと思うんですけども、そこでこういった不安になる要素があるということもありますので、やはりこれを払拭しなければいけないということでは市としてどういう思いを持っているのか聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君 健診に当たっての保護者の不安というところでございますけれども、その前段、5歳児健診前段の1歳6か月児健診及び3歳児健診の際にもそのような発達に関する相談は受けているところでございますし、その中で引き続き5歳児健診においては1歳6か月児、3歳児健診よりももっと詳しい、詳細な内容で健診をさせていただきたいと思っていますし、その前段の健診の際にいろいろ相談を受けながら、そういう保護者さんの不安的な要素も取り除いた中で5歳児健診という形でも実施をしていきたいと思っていますところでございます。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 この辺りも初めて5歳児健診、今までは乳幼児健診を実施をされている中では経験もされていると思いますけれども、健診の結果を見て保護者の皆さんも不安になったりとかといったこともあるかと思しますので、この辺は今後実施に向けての準備段階でもしっかりとした検討、協議をして実施に向けて準備をしていただきたいなということで、このことについてはこれで終わります。

続いてなんですが、大きな2点目の市道南7号線の道路並びに歩道の維持と環境整備についてということに移らせていただきたいと思います。今回は(1)と(2)、それぞれ商工労働観光課と土木課ということで、それぞれ経済部と建設部ということで分けさせていただいておりますけれども、先週の水曜日に一般質問の通告をいたしました。金曜日の夕方、市道南7号線を見ると草刈りがしてあって、土曜日を見ると歩道、植樹柵の一带もきれいに整備しているんです。恐らく土曜日の日の夜までに終わらせたんじゃないかなということで、そういう点については早期に実施していただいているんだなということで感謝申し上げたいと思います。そういったことが砂川市の観光として来られる皆さんに対してのイメージが少しでも和らぐことを期待するということでは、そういう点ではありがたいなと思いました。

しかしながら、通告をしたから、先ほど予定していたのを前倒してしまったというお話をしましたけれども、私が通告をしたからやるのではなくて、本来であれば観光に対する考え方を持っているのは経済部ですよね。やはり経済部として、昨年からは気になっていたんです。北電の発電所の奥へ行く自動車、レンタカー、さらには若い方たちがキャスター付きのバッグを引いて12号からずっと歩いてくるのです。ふと見たら、歩道きちんとなっていないのにどうやって歩くんだろうという部分では、はっきり言って安全上も含めて、さらにはあそこの状況というのは非常に砂川の観光的イメージとしてはイメージダウンです。といったことについて、私は経済部としてやはり常にそういったところに神経

をとがらせて電波をたくさん受信するようにしてやっていただきたいなと思っているんです。たまたまこれは市道南7号線ですけども、砂川市内にはそういったところというのがまだあるんです。でも、きちんとやっているところもあるんです。ですから、その辺をきちんと経済部として把握したならば、この場合、市役所の中での部が違って、所管が違って連携をきちんと取るべきなんだろうということを含めて今回こういった形の質問をさせていただきました。いま一度お聞かせいただきたいと思うんですが、こういったことを含めて市内の全域を含めて観光に対するイメージ悪化をなくすための経済部としての努力、さらには自分のところではできない部分、関連しなければいけない部分はあるかと思しますので、そういった連携が必要だと思いますが、その考え方をいま一度聞かせていただきたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 それでは、私から、観光の視点で市内の道路についてどう考えていくかというご質問かと思いますが、常に連携しておりまして、今回の北電発電所の横の道路につきましては、今まで産業用道路という位置づけで見えておりました。私どもも通っておりまして、車の通行には取りあえず支障はないだろうという押さえでおりましたけれども、近年車が多いというよりも人が通るということは認識しておりましたが、住宅地側は取りあえず通れているように思っておりましたので、産業道路の視点から考えますとやむを得ないかなという視点で見えておりましたので、今後は今のご指摘いただいたところにつきましては十分注意しながらいきたいと思っています。ただ、ほかのところにつきましては、経済部といたしましては特に観光、イベント、または施設等があるところを通行するときに、外勤のついでに支障があるものがあれば常に土木課に連絡して除去してもらったりとか、または商工労働観光課ではなく農政課もありますので、市内へ外勤することが多いものですから、その時点ではいろいろな障害物があれば常に連携して除去してもらっている状況でございます。ですので、今後もそういった環境につきましては注視しながら進めてまいりたいと存じます。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 前向きな答弁ということで受け止めておきたいと思いますが、もう少し意識を変えてすべきじゃないでしょうかと私は今の答弁を聞いて感じました。各担当課との連携、情報の共有、そしてそういったことの意識を持つことが砂川のイメージダウンを防いでイメージ向上につながると思っておりますので、今後ともそういったことについてはしっかりとやっていただきたいなと思っていますが、本当に早期に実施してすごくスピード感があったなと私は思っております。

きれいにしたところを私も歩いてみたんですけども、改めて知ったことがありました。というのは、歩道があって植樹柵があるなんていうことも分からないぐらい草木が生い茂って、人も通れない状況だったと。きれいにしてくれて、砂川発電所の事務所の前ぐらい

までずっときれいにしてくれましたというか、していただきましたよね。見たら植樹枡がずっと、あそこ横に入る道がないから植樹枡がずっとつながっていて、今現在たしかあるのが低い木が何か所かずあるぐらいで、土を見ると結構いい土なのだなと思いました。せっかく草刈りしてきれいにして歩道も歩けるようにしていただいた中では、今後含めてさらに環境美化ということとイメージ向上のためにもあそこに、例えば先ほどの答弁であったかと思うんですけれども、土木課では花いっぱい運動もやられておりますので、花を植えたりするということも私はあつていいのかなと。例えば国道12号線から子どもの国へ行くインターチェンジのあその通りもポプラ並木があつて、ですけれども決して多くないけれども、間隔よく花が植えられている。ああいった形も、ここはやはり観光客が通るから、気持ち的にいいんだろうなということもありますので、そういった部分では観光で来られる方たちの心の癒やす部分と、この通りはいいねというのと、アンバランスな砂川発電所という大きな建物、これがさらに私は逆にいいんじゃないかなと思いますので、こういった花いっぱい運動を含めてさらなる環境美化といったことは私は必要かと思うんですけれども、これは土木課かもしれませんが、建設部としてお聞かせいただけないでしょうか。

○副議長 小黒 弘君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 市道におきます、あるいは歩道におきます環境美化ということで市内各所で努めているところでございますけれども、今回南7号線につきましては、先ほど来のお話にありますとおり、石炭を満載した大型ダンプが1日200台以上走るといふ生活道路としてはかなり熾烈な環境という中で、灰が堆積したりですとか、また通常の道路では行っておりません道路清掃を週2回以上行っているということで、なかなか一般の道路とは位置づけが違ふのかなという部分があるんですけれども、後づけといいますか、その後に観光施設的なものができて使われ方というのが今変わろうとしている、そしてまた産業道路的な使われ方自体も近将来的にまた大きく変わろうとしているという中で、この道路の使われ方といいますか、位置づけというのをきちんと見極めた上で適切な維持管理、そして環境美化というものに努めていきたいと思っておりますけれども、また花いっぱい運動等につきましてはやはり地先の市民の方、そして企業の皆様のご協力あつて成り立つ部分が非常に大きいと思っておりますので、あの地区にも特に企業さんとかも張りついておりますので、また奥に行きますと農家の方も一生懸命やっついていらっしゃるという部分もありますので、まずそういった方々のご理解も得ながら、今後のあその道路の使われ方、位置づけというものをきちんと掌握した上で環境美化というものを考えて努めていきたいと、このように考えております。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 市道南7号線周辺、北側については大手企業の社有地に面しているということでほぼその社有地の部分しかなくて、南側については一部民家があつたり、さらに

は企業さんがある。ですから、北と南側、歩道でも北はずっと長く植樹柵があるけれども、南側は出入りの関係で何か所かず分かれながら植樹柵があるというのも見させていただいています。正直周辺の皆さんにもご協力いただかなければいけない部分はしっかり理解してもらおうということはしていただきたいなと思うんですけれども、確かにあの距離はかなりの長い距離だと私は思っていますので、十分承知しています。1人や2人でできることじゃないと、多くの皆さんの、ボランティアも含めながらみんなで協力しないとちょっと難しいよねというのを分かっていますので、そういった大変さはあるかもしれないけれども、その辺も含めて挑戦してほしいなと思っています。それが、先ほど産業道路というお話がありましたけれども、まさに産業道路でありますけれども、一般の観光客も通る道路としても今は成り立ってしまっておりますので、そこをしっかりと受け止めながら、私は必要なんだなと思っておりますので、この辺をやっていただきたいですし、それと周辺のある方と話をしたときに、「北側の歩道は通るに通れないから本当は南側の歩道を通ってほしいんだ。でも、なぜか観光客の方は南を通らなくて北を真っすぐ行くんですよ。」という話をされていたので、そういった点ではそれを踏まえて、やはり皆さんとの協力も含めてお願いできればなと思っています。

そこで、今は建設部のお話をしましたけれども、それで私は経済部に1点だけお願いしたいと思うんです。もし立てることが可能であれば市道南7号線でもいいですので、やはり観光客向けにきちんとした分かるような、というのは観光施設に行きなさいということだけじゃないんです。やはり通るときには、歩くとき、歩く方は恐らく止まらないと思うんです。歩く方は歩くと思いますので。ですから、そういった方たちに向けた観光看板といったことも私は必要なかなと思っています。前後しましたけれども、歩いている方たちは豊沼駅から歩いている方もいれば近くバス停で降りる方、さらにはまちなかから商店街をずっと歩いて、あの7号線まで歩いて、それからさらに奥まで行くという方たちもいらっしゃいましたので、特に若い方たち。しっかりとした旅行着を着ながらやられている方たちもおりましたので、この辺も含めて砂川市の観光イメージ向上のための観光看板、大ざっぱな言い方をしておりますけれども、その辺の考え方、この件について聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 小黒 弘君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 観光看板のお話かと思いますが、民間の施設に対する看板になるかと存じますが、もしその視点でお話をされるとすれば道路の占有の問題ですとかがありますので、関係機関と調整が必要になるんでしょうし、もし交通安全の視点でありましたら、本市でいえば市民部が所管となりますので、そこと連携して、交通安全の視点で、交通事故に遭わないように注意するべきものであればそこと連携しながら必要に応じて対応は考えたいと存じます。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 私も大ざっぱにお話をしましたが、基本的には民間に対して看板を立ててくださいということにはならないかなと。それは、民間として責任を持ってやるべきことだと思っていますので。ただ、観光客向けに、安全については市民部ということなので、これはしっかりと連携した中でやっていただきたいですし、ただ安全の部分だけでなく観光客として来られた方たちに、例えば歩くときを含めながらこういうことでといったことも含めたことは私は考えていただきたいなと思いますので、このことについては今後いろいろな形で動きがあれば期待をしたいと思います。

(2)についてはこれにて終わりで、3番目に移らさせていただきたいと思います。北海道電力砂川発電所廃止による取組について。長い間議員をしておりましたけれども、通告して1つ忘れてしまったのは初めてのことでありましたけれども、通告4つでしたけれども、通告3つということで、廃止後に向けた協議は今後どのようなになるか、包括連携協定の4項目のこととか、包括連携協定の期限ということで、こちらについてお聞かせをいただきたいと思います。

それで、包括連携協定を北海道電力さんと市は締結、協定を結びました。今までも砂川発電所廃止後の跡地利用については協議をされてきました。今までの協議体自体は今後は包括連携協定の、(3)の項目に載っていますから、こちらに移って協議として継続されていくことになるのか、この辺を確認として聞かせていただきたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 協議のこれからの進めといいますか、その点だと思うんですが、重要な点なので、先ほどの質問のありました(1)の協議の状況についてまずご答弁させていただいて、その後進めたいと思うんですが、これが今の趣旨に若干触れるかと思うので、ちょっとお話をさせてください。

まず、令和4年6月の北海道電力砂川発電所廃止表明以降は、経済部を窓口として北海道電力砂川発電所の跡地利活用について、砂川市に貢献できることを第一に、エネルギー事業として親和性のあるもの、エネルギー事業の持続性を基本に2年半にわたり分科会、勉強会とそれぞれ課題別に打合せをしてまいりましたが、北海道電力が一定の期限とした令和7年3月末までに一定の方向性を示すことができなかったところでもあります。このような中、北海道電力ではGXによる事業成長と北海道のさらなる発展を目指すとした新たな経営ビジョン2035を本年3月に策定し、北海道におけるエネルギー全体のカーボンニュートラルの実現に最大限挑戦し、北海道に根差す企業としてゼロカーボン北海道への貢献に向けた取組を推進するとしたところでもあります。今般の包括連携協定は、これらのビジョンの趣旨にのっとり、砂川市と北電グループが脱炭素社会の実現と地域活性化を共に目指すものでありますが、4月25日の包括連携協定締結後も廃止後の跡地利活用についてはこれまでと同様引き続き事務レベルの打合せ、情報交換、分科会を実施するほか、新たに発電にとらわれない非エネルギー事業の可能性についても検討を加えることとして

いるところであります。現在これらの取組のスタートとして、担当レベルではありますが、従来の発電に係るエネルギー部門、流雪溝部会での調整のほか、非エネルギー分野での役割分担などについて北海道電力担当者と打合せを行っているところであります。今後今までの打合せは継続してより綿密にやっていきますとともに、さらに非エネルギー事業、先ほどから申し上げていますような事業を併せて行っていくという考え方でございます。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ありがとうございます。2番目については関連するということで、今までの検討、協議のこともお話をいただいたのかなと思っています。非エネルギーの関係もこの中にも入ってきているということで、まずは今まで協議をしていたことはこの包括連携協定の中での項目の中として継続していくということでは分かりました。ただ、恐らく今までも時間をかけてやってきました。ただ、方向性がまだ見いだせていない部分、これからまた包括連携協定の3の項目としてやっていきますよということなものですから、普通に考えるとこれはかなり長期的な協議になっていくのかなと思うんですが、やはりどこかで期限というものが私はないと、皆さん方にどうやって砂川の発電所跡地利用も含めてなっていくんだろうということが見えてこないのかなと思うんですが、ただ砂川市だけの考えでは進まない、相手もいらっしゃるのは分かっています。北海道電力さんという発電所ですから、それもあるんですけども、この辺の兼ね合いってどうなんでしょうか。今の段階でこうですとは言えない状況もあるかもしれませんが、お話ができる範囲でいいんですけども、考え方を含めて聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 小黒 弘君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 先ほどまでの答弁の中で申し上げましたが、まず一つの期限といたしましては、切れ目といいますか、廃止ぐらいまでには一定の方向を出していただきたいという希望を持っておりまして、それに目がけて適宜打合せを進めているところであります。ただ、エネルギー事業というのはなかなか難しいと聞いておりまして、北電さんが先にこういうのをやりたいという思いをオープンにしまして、それが事業が頓挫してしまうおそれがありますので、具体的なものというのはなかなか、本当の実効性があるまではオープンにできないということがございます。なので、大変皆様にはお叱りを受けるかもしれませんが、この辺りは民間企業の進めということでご理解いただかなければいけない点であると考えております。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 先ほどもお話をしたように、協議をするには1人ではできない部分、相手もいらっしゃるということは十分承知していますので、そういった部分、お話を聞きながらちょっともどかしいなと思いながら思っていました。

それで、関連というよりも、今回私は包括連携協定4項目の関係もお聞かせいただいておりますので、これも含めながら、さらには最後に聞かせてもらった協定の期限について

ということでも関連して聞かせていただきたいと思います。そもそも包括連携協定を結んだ後に、報道の関係をちょっと見させていただいたときに、包括連携協定における期限については北海道電力の社長さんは明言はされていないといったことがあったのかなと思っています。どうして明言できないんだろうなと思いつつも、包括連携協定の項目を見ていくとそれぞれ違うんです。まさに廃止後の跡地利用の関係も項目であるけれども、砂川市の特産品及び地域おこしに関すること、先ほど答弁でもいただいていたように、物産品などについてはもう準備をして進めているといった、例えばこういう項目だと先が見える短期的な協議なんだろうなという感じは受け止めます。

(1) のカーボンニュートラル、脱炭素実現に向けた相互連携に関することはすごく大枠で、でもこれは2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言に基づいてということで、2050年といったらまだ四半世紀なんだよなと思ったから本当に長期的な話ということになるのかなと思っていますので、包括連携協定は一つ一つをきちんと見定めていかなければ、これは協定の期限は難しいんだろうなと思っていました。ただ、市の包括連携協定についての有効期限の関係を見させていただくと、基本的には協定締結日から1年間が有効期限で、ただ期間満了の1か月前には申出で自動的に期間延長される。更新については双方特別な事情がない限りということがあるように何となく文言で見させていただいたので、基本的には双方何もなければ自動的に更新されていくんだなと。ただ、何十年も先までいったらどこまでがどうなっているかというのが分からなくなるのではないかとといったことを私は思っているものですから、例えばある自治体では協定を結んだことですばらしく前に進んだところがあれば、長くやっけていつの間にか協定としてやってきたことが最後まで見えなくなってしまったとか、いろいろな形があると聞いていますので、そういうことを含めながら、できることとできないことは先ほどお話をさせていただいていますけれども、この辺の考え方を含めながら、有効期限といったことも押さえながら、どこかでやはりしっかりと受け止めてやらなければいけないと思うんですが、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

○副議長 小黒 弘君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 有効期限の考え方ということでございますけれども、まず1つは、取りあえず1年という期限は書いておりますが、3か月前までに異議というか解除するという申出がなければ更新といいますか、解除されない、解消されないとなっておりますので、ほぼ無期限に延々と続くものでございます。内容はもうご承知いただいているかと思いますが、カーボンニュートラルにつきましては延々と続くテーマかと存じます。また、砂川市の特産品、これは今準備したとしてもこれからもずっと続くものでありますので、これも期限なし、どんどん北電と連携して一緒にやっけていければと考えております。あと、北電の跡地利用につきましては、これが決まりましたらこの項目はなくなるかもしれませんが、結論が出て、跡地が決まって。ですが、ほかの項目についてはずっと続く

テーマではございますので、この連携協定は続くものと考えております。私どもの考えといたしましては、毎年今まで打合せしたことを評価しながら、翌年度に考え方をまた改めていくということをローテーションしながら毎年考えていきたいと考えているところでございます。

○副議長 小黒 弘君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 最後に、包括連携協定は砂川市長と北海道電力株式会社さんの社長さんと共に協定を結びました。そこで、このことも含めながら市長のこれに対する思いも含めて聞かせて、最後をお願いしたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 市長。

○市長 飯澤明彦君 （登壇） 今ほど北海道電力との包括連携協定に関する思いということでもありますけれども、この間砂川市としては北海道電力の発電所が稼働以来70年以上の長きにわたり一緒にまちづくりに携わっていただいていたと認識しております。あと2年を切りましたけれども、令和9年3月で発電所は廃止ということにはなりますけれども、その後も一体的に北海道電力さんが砂川市と共にまちづくりに協力していただけるという意思表示をしていただいたということでございますので、なかなか具体的なものは、表に出せない部分は協議の中でもありますけれども、これからは北海道電力さんとは一体的な協力し合ったまちづくりを進めていただけると、そのような認識でいるところでございます。

○副議長 小黒 弘君 沢田議員の一般質問が終わりました。

武田真議員の一般質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○副議長 小黒 弘君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて一般質問を続けます。

武田真議員。

○武田 真議員 （登壇） それでは、通告に基づきまして私からは大きく2点について伺います。

大きな1、持続可能な行政運営のための人材戦略についてであります。近年、若手職員の離職や採用活動の困難な状況が全国の自治体で顕在化しており、本市においても同様の傾向が見られます。人口減少・高齢化、そして多様化する市民ニーズに的確に応えるためには安定的な人材確保および専門性や即戦力を備えた職員による組織運営が不可欠です。これまでも、社会人経験を有する民間出身者の採用など、柔軟な人材確保策については議会において議論がなされてきました。しかしながら、若手職員の離職及び他自治体・民間企業との採用競争に対応するためには、より実効性のある施策を再検討する必要があると

考えます。そこで、次により伺います。

- (1) 若手職員の離職傾向とその背景について。
- (2) 新規採用の現状と今後の見通しについて。
- (3) 社会人経験者の積極的な採用の考えについて。
- (4) 人材定着、活躍のための環境整備の状況について。

大きな2点目として、小学校の閉校に伴う公共施設としての利活用方針等についてであります。現在、本市では令和8年度に義務教育学校の開校が予定されており、それに伴い5つの小学校が閉校となる見込みです。この状況を踏まえ、これらの校舎や敷地の利活用に関しては、市として計画的に取り組むべき段階にあると考えます。すでに空知太小学校については学童保育所としての活用が示され、中央小学校および豊沼小学校ではプール施設の活用が予定されています。しかしながら、プール施設は老朽化が進んでおり、活用の継続性や費用対効果に課題があるのが現状です。また、その他の校舎や敷地についても、指定緊急避難場所および指定避難所としての活用方針が示されているものの、それ以外の利活用方針が明確にされていない状況です。このため、地域住民からは不安や疑問の声が寄せられています。このように、閉校施設の利活用は、今後の地域の活力維持や市の財政にも関わる大きな課題であることは明らかなです。そこで、次により伺います。

- (1) 現在の閉校施設活用の検討状況について。
- (2) 閉校施設の活用における維持・修繕の見通しについて。
- (3) 地域住民等との協議状況について。
- (4) 全校共通の基本的な利活用方針の策定の考えについて。

以上、第1回目の質問といたします。

○副議長 黒 弘君 武田議員の質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 (登壇) 私から大きな1、持続可能な行政運営のための人材戦略についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 若手職員の離職傾向とその背景についてであります。本市の市役所若手職員の離職傾向につきましては、直近5年間、令和2年度から令和6年度の35歳以下の職員ということで申し上げますと、令和6年度が7人、令和5年度は4人、令和4年度は5人、令和3年度は2人、令和2年度は3人の離職となっており、5年間の合計離職者数は21人、1年平均での離職者数は4.2人となっております。離職の背景につきましては、個別の事例を挙げることは難しいですが、直近5年間の離職者21人のうち約半数の11人が民間企業への転職となっており、今後のキャリア形成について個々が考え決断したケースや出身地が砂川市外である職員が親の将来的な介護などを考慮し、地元へ戻ることを選択し、転職をするといったケースが近年増加傾向にあると認識しております。

次に、(2) 新規採用の現状と今後の見通しについてであります。職員の新規採用に

当たっては、毎年度定年及び自己都合の退職者数、定年退職予定者に係る再任用の意向、派遣職員の増減、各部署における事務事業量の増減、育児休業や介護休暇の取得など職員の柔軟な働き方を実現するためのワーク・ライフ・バランスの推進、新たな行政課題への対応や総合計画に掲げる重点課題を推進するための体制などを勘案した中で、行政サービスの水準の維持及び人件費の抑制といった観点も考慮の上、最低限必要となる職員数を見定め、新たな職員採用計画を立て、採用試験の実施を行っております。令和7年度4月1日の新規採用については、複数回の試験実施を行うなどの工夫をしながら必要な人員の確保が実現できたことから、欠員を生じることなく新年度をスタートしております。近年全国の自治体で職員の新規採用が思うように進まず、欠員の補充ができず苦慮しているという実態がクローズアップされておりますが、本市において現時点ではそこまでの状況には至っておらず、何とか新規採用による人員確保を維持し続けているという状況であります。今後の新規採用についても現状の取組を継続していきますが、試験応募者の動向を注視しつつ、特に専門職については今後さらに確保が難しくなることが想定されますので、状況に応じて要件の変更なども考慮しながら、必要な人材の確保に努めていきたいと考えております。

次に、（３）社会人経験者の積極的な採用の考えについてであります。社会人経験者の採用につきましては、組織の活性化や多様化する様々な行政課題に対応するため、民間企業等で培った経験や知識を有した即戦力となる人材を確保することなどを目的に、道内の自治体においても、名称や要件は様々ではありますが、そのような試験を実施していることは承知しているところであります。本市におきましては、採用試験に当たっては年齢要件として一定の枠を設けており、一般事務職のうち高校卒業程度の学力を有する方については採用時の年齢を21歳まで、4年制大学卒業程度の学力を有する方については同じく年齢を25歳までとし、受験者数の確保が難しい保育職などの専門職については年齢を30歳まで引き上げ、建築技術職や事務職の身体に障がいのある方については年齢を35歳まで引き上げているところであります。これらの年齢要件に該当していれば社会人経験を有する方についても応募は可能であり、これまでも民間、公務員問わず社会人経験者の応募があり、採用を行ってきた実績があることも踏まえ、社会人経験者のみに限定した形での採用試験については新卒者の間口を狭め、市内及び近隣の高校出身者の就職機会を十分に確保できない懸念が生じることも考慮し、実施をしていないところであります。本市としましては、現時点においてはそれぞれの職種における職員の年齢構成のバランス等を勘案しながら、年齢要件の引上げを基本に受験者数及び優秀な人材の確保に努めていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、（４）人材定着、活躍のための環境整備の状況についてであります。持続可能な行政運営を目指し、組織力の強化を図る上では、確保した人材の十分な育成を進め、しっかりと定着し、活躍していくための環境を整備することが重要であると考えます。本

市では平成21年2月に、職員一人一人が自覚して職員研修に積極的に取り組み、能力の向上に努め、組織としてもこれらを支援する職場環境づくりを推進していくという方針の下、砂川市職員人材育成基本方針を策定しましたが、その後の急速な社会的変化とともに、特に若手職員のライフスタイルや価値観も多様化するなど、市職員を取り巻く状況が大きく変わってきたことを踏まえ、より柔軟で多様な働き方を目指していくため、令和4年3月に方針の改定を行っております。この砂川市職員人材育成基本方針に基づき、毎年度職員研修計画を策定し、各職階に応じて必要となる知識、技術の習得が図られるようにするとともに、職場外で実施される様々な研修を活用し、職員としての能力開発、キャリア形成や自己啓発意欲のニーズに応える機会を確保することで職員が自身の将来像を描くことができるような職場環境を整えているほか、子育て世代でもある20代から30代においてはワーク・ライフ・バランスを重視する職員も多いことから、時差出勤や育児休業などの制度整備や制度周知、その制度を使いやすい職場風土の醸成など、人材定着、活躍に向けた環境整備に努めているところであります。

○副議長 小黒 弘君 引き続き答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 （登壇） 私から大きな2、小学校の閉校に伴う公共施設としての利活用方針等についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）現在の閉校施設活用の検討状況についてであります。これまでの検討経過から申しますと、閉校施設活用の検討に当たり、まず教育施設として引き続き活用しなければならない施設、さらに現在学校施設として利用している団体等が引き続き活動できる場を確保することを優先に考えることとし、関係部署による会議で検討を進め、必要に応じて関係団体とも協議してまいりました。その結果として砂川市立砂川学園の授業で使用するプールとして現在も使用している豊沼小学校、中央小学校のプールを活用すること、北地区学童保育所は空知太小学校を活用すること、災害時の指定緊急避難場所、指定避難所は、これら3校の指定を継続するほか、校舎を使用する予定のない砂川小学校と北光小学校も当面は避難場所、避難所として利用できること、現在選挙の投票所として使用している小学校は、使用可能な間は投票所として利用できること、スクールバスの停留所として北光小学校と豊沼小学校の敷地を利用することなどの方向性を確認したところであります。現在の検討状況としましては、本年度は16の地域サークル団体が5つの小学校と砂川中学校で活動しておりますが、令和8年度以降は砂川学園のほか、閉校後も使用する豊沼小学校、中央小学校、空知太小学校を活用することについて、曜日や時間帯も含めて各地域サークル団体や砂川市スポーツ協会と協議をしているところであります。一方、市が活用する予定のない閉校施設の方向性は市長部局と共に検討していくべきものと考えており、以上の検討状況や課題については都度市長部局と共有化を図っているところであります。

次に、（２）閉校施設の活用における維持修繕の見通しについてであります。閉校後も活用する施設は活用するために必要な維持修繕を行っていく予定であり、経費としては燃料費や光熱水費をはじめ火災保険料、機械設備の保守点検委託料、草刈り、除排雪に係る費用、必要に応じて修繕料、プールについては監視員に係る人件費なども見込まれるところであります。なお、活用する閉校施設は実際に使用するエリアが校舎全体ではなくプールや体育館など一部のエリアに限られるため、使用しないエリアにおける電気や水の無駄な使用や事故を防ぐためなどの改修工事を予定しております。

次に、（３）地域住民等との協議状況についてであります。現在学校施設を使用している団体等と協議を行ってまいりました。具体的にはプールやスクールバスの停留所に関しましては各小中学校のＰＴＡ役員などで構成する砂川市立小中学校統合準備委員会で協議し、ご理解をいただいております。また北地区の学童保育所については、保健福祉部の取組ですが、空知太学童保育所父母の会の話合いや保護者を対象とした説明会などのご意見を踏まえて開設場所が決定されました。さらに、地域サークル団体の活動場所等については学校施設を使用している各団体等と協議を重ねているところであり、引き続き調整を進め、各団体が活動場所等を見通しを持てるように進めていきたいと考えております。

次に、（４）全校共通の基本的な利活用方針の策定の考え方につきましては、改めて利活用方針といったものの策定は予定しておりませんが、閉校校舎等の活用に関する基本的な考え方として、これまでの議会答弁でも申し上げておりましたとおり、閉校校舎等がこれまで活用されてきた経過を踏まえながら、地域の実情や意向をはじめ各施設の立地条件や老朽化の度合い、活用する場合の維持管理費などを総合的に勘案して、市が主体的に活用する施設、民間等へ貸与、売却を見据える施設、当面は活用予定がなく、最小限の維持管理をしていく施設といった活用の方向性を検討していくべきものと考えております。現在はこの考えの下、まず市が主体に活用する施設、すなわち現在学校施設を使用している団体等の活動場所を調整している最中であり、引き続きこの考えにより検討していくものであります。

○副議長 黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次大きな１から確認していきたいと思います。

まず、持続可能な行政運営のための人材戦略についてであります。１、２、３、４ということで、４番については答弁を伺って、これで分かりました。（１）、（２）、（３）について２回目の質問をしていきたいと思うんですけれども、離職者の傾向ということで数字を出していただきました。ちょっと予想より多かったのかなということと、最近がちょっと多めに増えてきているのかなという印象を受けております。そこで、その背景の部分も、もちろんプライバシーもありますので、詳細にはここでも伺えないんですけれども、全体的な話ということをしていただきますと、総務省が２０２０年に実施した調査を見ますと、やはり２０代、３０代の離職というのがこの１０年間で急速に増加して

いるということで、一般論ではありますが、人手不足を背景とした日本経済の状況、あるいは若い人たちの価値観の違い等、いろいろな様々な事情があるのかなと思うんですが、私は特徴的なことを1つ申し上げたいんですけれども、民間企業への就職ということが先ほど答弁があったと思うんですけれども、砂川市がどうかということではないんですが、全国的、道内の自治体の状況を見ていきますと、公務員から公務員の転職というのはかなり増えているという印象を受けておりまして、先ほどの答弁でもあったとおり、社会人採用枠を増やしている自治体が増えているということで、その枠の中に経験者、社会人ということで同じ公務員の方がそれを使って転職しているという状況、これが何か統計的な裏づけのあるということではないんですが、こうした傾向が恐らく顕著に見えてきているのかなということを私は、サンプル数は少ないですけれども、考えております。

そうしますと、そこで（１）の２回目ということで伺うんですけれども、効果的な対策というのはなかなか正直難しいのかなとは思いますが、こうした背景、当市にとって特徴的な事情もあろうかと思いますが、現状若手職員の離職対策としてどのような対策を取っているのかということをお伺いしたいなと思います。

○副議長 黒 弘君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 離職対策ということでございますけれども、議員ご指摘のとおり退職の理由というのは今は深掘りをして確認をしない時代でございます、原因が分からないものですから、具体的な対策が取れないということにはなるんですけれども、なぜ辞めるのかというのを離職される職員から口にされた傾向ということで１回目のご答弁しております。多くは地元に戻るといことなんですけれども、１１名の民間企業の就業者もそうです。今ほどお話のあった公務員から公務員へというお話がありました。過去直近５年間の２１人の離職者のうち、公務員として引き続き就職をされた者が６名おります。いずれも地元に戻った者、結婚を契機に旦那さんと一緒に転出をされたんですが、そこでご指摘のとおり社会人枠を活用して公務員になったという者もおります。ですので、公務の仕事が嫌になったから辞めたということではどうも背景にはないであろうということ、あと民間企業の就職が増えているということは、最近では報道にもあるとおり人材獲得競争が激しくなって、初任給を３０万円に上げますよという報道がなされていたり、令和７年度についてはデータとして賃上げを検討している企業が６１．９％、調査以来初めて６割台に達したという報道もございます。こういった賃金条件の影響ということで選択肢が増えて離職をしているのかなということがあります。ですので、こちらは本人の選択でございますので、引き止めることは当然できないわけでありまして、そういった部分と比較したときに砂川市の役所がいかに働きやすいのか、今後キャリアアップをしていくときに自分がどういった人生を歩むのかと、そういったことを具体的にイメージできる環境づくりというのが大事であろうということで制度整備も図りながら対応しているというのが現状でございます。

○副議長 小黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 私自身もやはりそういった部分からやっていくしかないのかなと。いわゆる組織へのコミットメントを高めるとか、あるいは副業をはじめとする柔軟な働き方改革といいますか、それを認めるなどの方策しかないのかなと私も思います。

(1) については終わりました、(2) の新規採用の部分に行きたいと思うんですけども、現状新卒者ということで賄われているという答弁だったと思うんですけども、先ほどの答弁でもありましたが、定年退職等、あるいは途中退職等、出た欠員といいますか、足りなくなった人員というのは基本的に現状は新規採用で全部埋めていくという考えでいいのかということと、砂川市はどうかという部分もあるんですけども、公務員試験を実施して、合格したけれども、辞退率が非常に高いという問題、各自治体で問題になっているところではありますが、場合によっては5割を超えているという自治体もあるという話があります。この辺は砂川市、昨年、過去の実例を見ながら、いわゆる辞退率というのがどのような状況になっているのか、またその辞退者の行き先はどうなっているのか、もし調べているものがあれば伺いたい。

もう一点は、いわゆる辞退者を増加させない取組というのは現状何かなされているのかどうかについての3点、まず伺いしたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 まず、人員採用の考え方ということでございますが、こちらは現状新規採用によって補充をしていくという考えでございます。この点については過去の議会でもやり取りがありました。その場でご答弁させていただいておりますけれども、当市の場合には高校卒業年齢相当、大学卒業年齢相当プラス3年ということで補充をしていると、それを計画的に継続をしながら補充に努めているというところでございます。

また、近年辞退者が増えているということでございますけれども、令和7年度から令和3年度までの5か年間のデータが手元にありますので、そちらでご説明をいたしますと、令和7年度の辞退者はゼロ人でございます。令和6年度は2人、令和5年度は5人、令和4年度は2人、令和3年度はゼロ人ということになります。パーセンテージでいいますと、6年度で20％になります。5年度の5人は31％、4年度の2人は20％ということで50％を超えるという辞退率にはなっていないという現状ではありますが、一定数辞退が生じていると。辞退の理由でございますけれども、やはりほかの自治体の試験と併願をしていて、希望するのがそちらだったんだということでの辞退が一番多い状況だということで把握をしているところでございます。

辞退者の対策という、行き先ということでのご質問だったかと思いますが、そちらについては、今ほど申し上げたとおり希望する他の自治体に採用となったがために辞退をされたと把握をしております。

○副議長 小黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 新卒者の動向ということで答弁をいただきました。新卒者の採用で退職者を補充していくという考えについて何点か確認をさせていただきたいんですけれども、これまでの答弁、過去の答弁も踏まえたと、私自身は人員の補充を全て新規採用に頼ることについては幾つか問題点があろうかなと思っております。これは行政職に限定しますけれども、先ほども年齢構成のバランスを取りながらという話が最初の答弁でもあったと思うんですけれども、年齢構成、若手に偏る形で、現状は明らかにいびつだとは言いきれませんが、そうしたことが先ほどの若手の退職の動向を見ていきますと明らかに、徐々にですが、ゆがみというのが出てくるのではないかなと私は考えています。これがまず1点目の問題点、新卒に頼る部分。2点目は、当然のことなんですけれども、新卒者というのは即戦力にはならないですよね。時間をかけて育てていくといいますか、研修をしていくということで、まず育成に時間がかかる、コストがかかるという2点目としての課題があります。3点目は、育成中に退職されるリスクというのは高いです、他の年代に比べて。先ほども35歳以下ということで答弁がありましたが、この年代で辞められるというのは相当痛いと思います。こうした部分で、せっかく30代、35歳といったら恐らく中堅中の中堅だと思うんですけれども、この世代に辞められるというのは相当当市にとっては痛いかなと思うんですが、この辺の3つのリスク、私は新卒者を中心に雇うことについてはそうしたリスクというのは避けられないと思うんですけれども、これらの問題点について現状市ではどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○副議長 黒 弘君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 新卒採用を続けることのゆがみ、育成に時間がかかるのではないかと、また中途退職、離職のリスクがあるではないかという3点の問題があるではないかということでございますけれども、確かに現状級別の職員数というのを見たときに若干ゆがみはあるのかなと思っております。直近5か年間で若い職員が離職をしているということで申しますと、級別でいうと1級、2級が多いんですが、実は係長職、3級ですとか4級ですとかの辞退者が2名ほど含まれている状況もございます。当市の級別の在職者数というのは市のホームページなども通じて都度公表させていただいているところなんですけれども、令和6年度については3級の占める割合が少なくなっているという級別のゆがみ、在級年数に伴う配置人員のゆがみというのはご指摘のとおりあるところでございます。ただ、長期的な視点に立ちますと、令和8年度、令和9年度において、翌年度、翌々年度において不足している級に上がっていく候補となる、その在級年数の資格を持っている職員というのが一定数おります。8年度についても9年度についてもいると。その者が上がっていけば、さらに上に上がる者が何人いるかによって充足される人数等も変わってくるかもしれませんが、充足されるという見込みが立っておりますので、そういった部分も計画的に判断をした上で採用計画を立てているのだということでご理解いただきたいと思います。

また、年金制度の関係から、退職から年金への接続ということで退職年齢の延長ですとか、再任用制度を活用して職員を配置しているという部分もございます。そういった職員については、まさにそういった手薄となっている職場、年齢層のところに配置をさせていただいております。こういった職員は長い行政経験を持って知見と経験を十分に備えている職員でございまして、そういう若い職員についても指導をしっかりとさせていただきながら業務の継承もしていただいているという部分での対応もできているのかなと考えているところでございます。

離職のリスクということでございます。若い職員が今後も同じ形で、先ほど申し上げましたとおり6年度は非常に多かったということが、これがどういった背景によるものかどうか分析はできておりませんが、こういった状況が続けば年齢構成も含めて採用をどうしたらいいのかということは当然考えていかなければならないということでございます。過去の議会でも答弁しているとおり、高卒卒、大卒卒、社会人卒と採用卒を設けるのではなくて、当市の考え方としては年齢要件を拡大することで社会人経験者の採用にもつながるし、新規採用、新卒者の採用にもつなげるという形での対応を考えているというところでご理解をいただきたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 私も同じ資料を見ているんですけども、これは全国、総務省が調査かけているものですから、全国で比較するのは容易なものなので、私も使っているんですけども、砂川市の給与、定員管理等というところで他自治体の状況も調べてみたんですが、いわゆる類似団体、あるいは近隣自治体とも比較してみると、先ほどあった3級がかなりバランスが悪いということで、令和6年4月1日現在ということで8.5%ということで、通常の他の自治体の事例を見ていきますと、少なくとも1桁というのはほぼなかったのかなという状況で、3級というのは文字どおり中堅職員、主任ということになると思うんですけども、極端に少ないという状況であります。機構図もざっと見ていきますと、確かに係長の下に主事しかいない係もありますということで、普通は私の経験では大きめの係になると主任が2人ぐらいいてもおかしくはないという構成になっていると思うんですが、やはり主事の数割合がかなり多いのかなと思っています。まさにここは私の指摘するところのゆがみかなと思うんですけども、先ほどの答弁からいうと、まさにそうだとしか言いようがないんですけども、そのうち1級、2級の人たちが上がってきますよという答弁だったと思うんですけども、これもなかなか見込みが、100%そうなるかというのもなかなか難しいところですよね。いきそうな人に限って転職されてしまうということも間々ありますし、現状の1桁パーセントの3級職、職員の1桁パーセントというのはちょっと見過ごせない私はゆがみではないのかなと思います。やはりこうした部分をいわゆるリバランスするには、年代のリバランスをするために中途採用、経験者採用ということにつながるのが砂川市以外の周辺自治体の状況なのかなと私は見ております。

そこで、近隣自治体の状況についてちょっとお伺いしたいなと思うんですけども、以前も、前回も私が同じような質問をしたときに近隣自治体の社会人採用枠の状況ということでお伺いしたと思うんですが、同じように現状の近隣自治体における社会人採用枠の状況についてまず確認をさせてください。

○副議長 小黒 弘君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 近隣の社会人採用枠ということでございますけれども、中空知管内5市においては芦別市と滝川市が社会人枠を設けて試験を実施しているという状況であります。道内35市で見ますと19市が実施をしております、割合でいうと54.3%という状況になっているという状況でございます。

○副議長 小黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 近隣自治体、道内各自治体も当市と同じような問題か、それぞれの地域に応じた様々な課題があって、そうした採用枠を設定しているのかなという想像はするんですけども、私自身は過去から同じことを言っているんですけども、当市においても社会人枠、経験者枠で公務員または民間企業の経験者を採用するのが私は合理的だと考えている理由がありまして、私が合理的と考える理由の一つがまず即戦力ということです。仮に公務員であれば何の違和感もなくスムーズに仕事ができるのかなと思いますし、あとは研修に係るコストです。あとは業務停滞のロスも基本的にはないだろうと私は考えます。また、市民サービスの面からも見ましても、新人育成にかかる時間が減ることにより業務の質が向上するのではないかなと思いますし、まして中途採用ということであれば離職率も、客観的な数字は今すぐ出せませんが、基本的には新卒者に比べて中途採用、社会人枠採用の離職率は低いという傾向もあるやに伺っております。そうしますと、私が今説明したのはメリットの部分ですよね、コストの部分、即戦力の部分、市民サービスの部分ということで。経験者枠、社会人枠のメリットと私は考えるんですけども、逆にお伺いしたいのは、市としてそうした社会人枠、あるいは経験者を設けることによるデメリットというのはどのように認識しているのかと、どのようなデメリットがそこにあるのかなというところを改めてお伺いしたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 総務部長。

○総務部長 三橋真樹君 社会人を採用する上でのデメリットということでございまして、思いつくままに説明を申し上げますけれども、組織文化への適応の難しさ、民間と行政では仕事のやり方が違います。例えば1つは決裁ですとか、そういった事務手続の進め方、意思決定のプロセス、そういった部分でデメリットといたしますか、社会人経験者がどのように感じるかという部分でのデメリットとなってしまうのかもしれないですけども、そういった部分で戸惑いを感じる方もいるのかなと。また、キャリア形成において不整合が生じるのではないのかということも心配をしています。近隣のまちでは社会人枠、初任給については加算をしますよということでホームページで周知をしながら採用しているとい

うことも拝見をしているところでもありますけれども、やはり年齢の高い方が新規採用者と同期ということで机を並べる状況になったときに若い職員がどのように感じるのか、また社会人枠として採用された方が周囲、同期と見たときに若い職員しかいないといった状況をどう見るのかという部分がキャリア形成において何かしかなの影響、また人間関係の部分で問題が生じるのではないのかなという部分があります。先ほど社会人枠、離職率が低いのだというご指摘もありましたけれども、長期的視点で見ると定着のリスクがあるのではないのかと私は考えておまして、これは実は近隣ですけれども、2市しかないわけなんですけれども、お話を聞きますと、逆に離職した経験をお持ちの方であるがためなのかもしれませんが、実は離職されている割合が多いというお話を私は伺っております。キャリアアップするにつれどんどん、どんどん転職して違うまちに行ってしまうということも見受けられて、社会人枠でずっと採用し続けている状況もあって、そういった部分で苦慮しているということ、あと勤務年数3年以上とか、5年以上とか、通年で5年働いた方ですよという条件を付している自治体がすごく多いんですけれども、人事評価をしていない、勤務年数が5年あるというだけで採用してしまうことのリスクという部分もあるのかなと感じております。

○副議長 黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 そのようなリスク、大変もつともだなと思うんですけれども、伺っていると近隣2市の状況ということで、私が思ったのは、やはり転職者を受け入れる経験が浅いのではないかなと思いました。新規にそうした枠を設けた自治体は急増していますよね。公務員の転職というのはこれまで一般的でなかったなと思います。このようなルートができたのはごく最近ではないでしょうか。公務員から公務員、公務員の転職策として公務員、それは恐らくは民間であれば出入りが割と頻繁だということで、行く先も受ける先もお互いにあうんといいますか、呼吸といいますか、分かっている部分があるのかなとは思いますが、事公務員に関しては恐らくそういった経験、転職者を受け入れる、転職するというのが恐らくまだまだ成熟していないのかなという感想を今受けて思いました。なかなか一般的ではないなと。当然私はもう転職していますけれども、私の時代においてもそれは一般的ではなかった、技術系公務員は割と多かったとは思いますが、恐らくその辺の双方のコミュニケーション、公務に対する考え方、双方のコミュニケーションの部分、根本の部分もありますし、職業に対する考え方、恐らくそれは事前のマッチングといいますか、その辺は考えなければならない、そこはお互いに模索していく段階なのかなと思いました。

最後に、答弁は不要なんですけれども、私から提案をしていきたいと思うのは、既に当市においても医療職あるいは技術職においては転職が当たり前、社会人採用が当たり前ということになっていると思います。そういう意味ではある意味経験があるのかなと思います。ただ、行政職に関してはまだまだ受け入れた事例がないということかと思えます。そうしますと、やはり大々的にいきなり今年は3人、社会人を採用しますということでは

なく、モデルケースということで例えば1名から始めていくと。また、先ほどもありました年齢の部分、経験年数の部分ですよね。その辺についても制度設計をきちんとしていくということからスタートしてはどうでしょうかということです。大々的に導入するよりはまずは少しずつ、場合によっては1人から、未経験の部分がありますけれども、そういった調査研究を進めながら受け入れていくということを試行的に導入してはいかがでしょうかと思いました、先ほどの答弁を受けて。この提案をして、まず大きな1については終わりたいと思います。

そこで、次に大きな2点目について伺いますが、先ほどの答弁を受けて幾つかご指摘をしたいと思うんですけれども、まず小学校の活用の議論、これまでも既に何度も議会で取り上げられてきたのかなと思うんですけれども、遡れば令和3年の第3回定例会に私からまず一般質問しました。その後令和5年の第4回、令和6年の第2回ということで沢田議員が活用について、小学校の活用について、閉校舎の活用について一般質問してきたと思います。そもそも令和6年の第2回定例会において、沢田議員の質問に対して廃校活用検討準備会議を行っている、その第3回の会議を経て全庁的な会議へ移行する予定だという答弁があったと思います。実はこの時点でも検討が遅れているのではないのかという指摘が議会から出されていたんですけれども、それを受けて団体の使用条件の変化や新たなシミュレーションが必要となり、準備作業に時間がかかっていますという答弁だったと思います。この答弁を踏まえますと、当然6年度中に何らかの私は方針が出されるものなのかなと当時のそのやり取りを見ていましたが、現状は先ほどの答弁を伺っていますと何らかの方針が示されたという状況ではないのかなと。個別の案件については、先ほど次長の答弁のとおりプールの活用、学童保育所の利用というのは個別には出てきますが、全体の方針というのは出ていないように思います。さらに、使い道がまだ決まっていない校舎のその先をどうするかという議論、当然これからもしていかなければならないと思うんですけれども、現状教育委員会としてどのようなタイムスケジュールで廃校、あるいは閉校舎の活用について進めようとしているのか、この辺の考え方をまず最初に伺いたいと思います。

○副議長 黒 弘君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 これから進めるに当たってのタイムスケジュールというところかと思いますが、まず6年6月頃に第3回目の準備会を開催しまして、それ以降沢田議員の一般質問も当時重なりましたので、そのときに今後全庁的な会議に移行するという答弁をさせていただいたんですけれども、それ以降も学校の体育館をどの程度利用するかというのを協議は続けておりました。それで、相手方さんもいることなので、どのぐらいの時間ですとか、そういう中で、学校の体育館を使う数も分からないとその辺の整理がつかないということで進めてきたんですけれども、今回体育館については3つの体育館をまず使うことに決まったので、今地域サークルとは最終的な協議ができる状況になりましたので、

そこは今後進めていきます。それで、今使う学校が決まって、使わない学校が決まりましたので、今後使わない、利用しない学校について処分なり進めていく方向にはいくと思うので、その辺は教育委員会もそうなのですが、市長部局と連携を図りながら、当然全庁的な協議の中で進めようというところで今後進めたいと考えております。

○副議長 黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 若干かみ合わない部分もあるんですけども、私がイメージしているのは全体の見取図なんです。分かりますと、今後協議していきますと。でも、最終の落としどころはあると思うんです。暫定的に利用していくというのも当然ありますし、ではそれをいつまで使えるんだというゴールというのは当然出てくると思うんです。もう使わなくなったよ、それで終わりではないですよ。では、さらに使わなくなった校舎をどうするんだという課題が出てくると思うんです。そうしますと、本来であれば事案が出てから考えるということではなくて、既に閉校というゴールは見えているわけですから、それに向かって全体でこの校舎の行く先、恐らく10年以内にゴールが、5年か10年か分かりませんが、そこを目指して私は閉校舎の扱いというのは持っていくべきなのかなと思っているんです。今のお話を伺っていきますと、そのゴールが全然見えないんです。どこまで進むんだと。これから考えるんだという答弁だったと思うんですけども、そうは私にはならないのかなと思います。当然先ほど経費の、費用のお話も答弁があったと思うんですけども、こうした費用はかかっていくんです。使わないにもかかわらず、出る費用というのは必ず出てきますよね、維持管理。使わなくても出てくる費用というのは当然出てくるわけです。こうした費用をそのままというわけにいかないですよ。長く使わないのかかわらず、費用が出ていくという、そういうことが私としては心配しておりますし、これまでの議会議論も恐らくそういうところが根底にあって、今後どうするんだということが何回も議会で上げられてきたのかなと思います。

これは以前の、令和6年の沢田議員の一般質問でもあったんですが、文科省で幾つかアイデアといいますか、提案がされていたと思います。みんなの廃校プロジェクトですか、そういった資料等を見ていきますと、文科省のモデルケースは5ステップぐらいありまして、最後は廃校と同時に活用が進むんだと、これは理想形です。廃校と同時にその校舎の行く先が決まると、なくすのか、活用するのか、継続するのか。その段階に至るまで4ステップあるわけです。様々な協議をする、情報発信をする、地域と協議するというステップがあるわけです。その流れの中で各校舎の行く先というのは見えてくるのかなと思うんですけども、現状最初のステップから全然踏み出していないと見えるんです。そうすると、この問題、ある程度期限を決めて考えていかなければ、ずるずると後に後に、これから全庁協議しますという形でいつまでたっても私は解決しないのではないのかなと。そして、何より費用面で、そうした費用が垂れ流しという言い方は品がないですけども、そういうことになりかねないのかなと思っているんです。改めてこの辺、全庁協議、所管が

とかいろいろなると思うんですけども、今は教育委員会が所管ということになっているわけですから、今後の見取り、タイムスケジュール、最終的なゴールに向けてのスケジュールというのは教育委員会としてどのように考えているのでしょうか。

○副議長 小黒 弘君 教育次長。

○教育次長 玉川晴久君 今のところ利活用する部分は決まりましたので、活用しない部分についてこれから協議を進めていくものなんですが、それに向けては当然進め方など協議しながらスケジュール感を持って進めないといけないというところでは考えているところであります。

○副議長 小黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 これは総合的に考えていきますと、最終的には砂川市における公共施設等総合管理計画がございます。その趣旨を見ていきますと、公共施設の総量を下げていくんだという全市としての最終目標があるところであります。実は教育施設というのは、当市に占める建築系公共施設の占める割合の中では公営住宅に続くストック量があるものなんです。相当膨大な公共施設の量があるわけですけども、これを計画的に処理といいますか、管理していかなければ当市の財政等にも大きな影響が出てくる案件なんです。

私が心配しているのは、使わなくなった公共施設がいつまでも残ることによる当市にかかる財政の負担も含めて大分大きな影響が出てくるということを非常に心配している部分もありますし、何より学校施設というのはいわゆる地域のシンボルでもありますよね。地域住民にとってのシンボル、特殊な公共施設なんです。簡単に数字では割り切れない部分もあります。地域にとっての大事な施設ということで、これに至るまで、最終的に至るまではその地域の、先ほど恐らく体育施設を利用されている団体の方の協議の話をずっとされていましたが、それに関わる部分以外の地域全体の住民のご意見、ご意向というものもその施設のゴールに向けては必ず取らなければならないと私は考えております。そうしますと、確かに今後体育館等を利用する団体とのお話はしていますよと、それは方向性が見えてきましたよということかもしれませんが、さらにその外側に関わる地域の声というのは施設の閉校後の部分に関しては当然考えなければならないというわけです。文科省のプロジェクト等を見ていきますと、やはりかなり早い段階で地域住民の声等を受け入れている場面があるわけです。そういった部分も含めたスケジュールを見据えていただかないと、地域の方々にとっては、来年閉校になるけれども、今後どうなるんだろうねと。もちろんプールを使うところは分かりますよと、学童保育所として残るところは分かりますよねという話がありますよね。では、ほかの使わない学校はどうするんだ、使わない部分はどうするんだということについて、やはり地域に対して、利用している団体以外の地域に対して私は説明責任があると認識しております。それらも含めたトータルの方向性というのは私は必要なということで、これは私以外の議員も繰り返し述べていたと思うんですけども、この辺の考え方を伺いたいということでもあります。

○副議長 黒 弘君 教育長。

○教育長 板垣喬博君 （登壇） 今議員さんからご指摘のございました来年４月閉校となります学校施設、小学校５校をどう活用していくかということ、これはとても重要な課題でございまして、議員さんのご指摘のありましたとおり、学校施設は貴重な財産でありますし、地域の実情やニーズ、そういったものを踏まえながら有効活用していくことが求められているというところでございます。活用の次第によりましては町の振興やコミュニティの活性化、地域経済の発展など、市の財政にも大きな影響を及ぼす可能性があるものと考えておりますし、先ほどお話がありましたけれども、一方で売却や貸付けなど、そういった利活用を進めることで砂川市公共施設等の総合管理計画にあります施設保有量の最適化といった部分であったり、コストの抑制と財源確保と、こういった視点も持たなければならないということで、多分議員さんもお存じのとおり、公営住宅が保有量の約５０％を占めておりまして、学校施設が大体２１％ぐらい、また市民１人当たりの類似団体との比較でいくと砂川市の場合は１．５倍程度保有量が多いということもありますので、今後こういった公共施設がある一定のところで、２０年、３０年前に建設をしているものについては一定の時期に大規模修繕が必要になってくるということを考えますと、やはり全ての公共施設を維持していくというのは難しいということが当然出てくると思います。そういった視点を持って計画を立てていかなければならないというのはそのとおりだと思っています。

その中で、今議員さんがご指摘いただきました利活用の方針、それからロードマップという意味合いなんだと思うんですけれども、その辺の策定につきましては、他の自治体においては方針を策定している自治体があるということは当然承知をしておりますけれども、本市においては今のところ、１回目の答弁でも触れましたけれども、正式なものは策定をしていないという状況でございます。利活用の予定のない閉校となった施設につきましては普通財産に最終的には移管することになりますので、教育委員会が判断し、策定というよりは全庁的な協議の中で必要性を検討して、策定となった際には当然様々な分野に及ぶものでありますので、教育委員会が主体的な役割を担いながら、総務部をはじめ関係部署と共同で策定をしていくものなのではないだろうかと思っております。

ただ、現状正式な利活用の方針といったものは策定していないんですけれども、何も考え方がないかということ、それは違っておりますし、正式ではありませんけれども、市長部局とは都度情報共有を図っておりますし、協議した中で基本的な方針や考え方につきましては共通認識の下で幾つかの段階に分けて作業を進めていくということを確認しているところであります。まず、第１段階としては、当然今作業を進めているところなんですけれども、市として引き続き学校施設を利活用するかどうか、この検討、確認ということだと思っています。今ここの部分がようやくめどが立ってきましたので、次の段階に進んでいくのではないかと思います。その作業が終われば今度は市の施策による利活用が

見込まれないもの、こちらについては、次の段階としては当然周辺町内会をはじめとする地域による利活用の要望の可能性はあるか、こういった議論が出てくるんだと思います。こういった意向や確認といったことを当然次のステップではしていかなければならないと思っておりまして、その作業が終わって、もし市の施策による利活用も地域による利活用も見込まれないと、こういった施設につきましては、さらに次の段階で民間事業所等による利活用、こういったことが可能かどうかということでもありますので、当然市内の民間事業者等の意向を確認している、そして売却や貸付け等について内部でしっかりと検討、協議をします。市内で見つからないという場合につきましては、全国の民間事業所等に範囲を広げていくと。こういった中では公募型のプロポーザルであったり、あるいは先ほどもお話がありましたけれども、文部科学省のみんなの廃校プロジェクト、この中では全国の廃校情報といったものを集約して発信する場でもありますので、そういったところでのマッチングに期待すると、こういうことも考えていかなければならないんだろうなと思っています。

この段階まで来ても利活用が見込まれないもの、これにつきましては最終的に現状のままでの利活用が困難といった施設だと思っておりますので、その段階になりましたら最終的には今度は閉校施設の維持管理費の問題であったり、防犯や安全面の問題もありますので、建物を解体、除却をして更地とした上で土地のみでの利活用を検討する段階に入るんだろうと思っています。この点につきましては国において平成29年度に自治体が施設の更新や統廃合や長寿命化を取り進めやすいようにということで公共施設等の適正管理推進事業債、こういった制度をつくっておりまして、事業期間も今回令和8年度まで延長されておりまして、その中ではさらに今年度から公共施設の集約化、それから複合化に伴う除却や解体事業が、今までは交付税算入がなかったんですけども、ここの部分が拡大されまして、起債充当率90%に対して50%の交付税措置がつくということで制度も拡充されておりますので、そういった意味ではこのような有利な起債を活用する中で、これまでよりも少額の財政負担で除却が可能になってくるのではないかとということで、除却というのも選択肢として検討しやすくなってきたという状況があります。

これはちょっと市長部局に絡むんですけども、このような段階を追って閉校施設の利活用の作業を進めていく考えというのは共通しておりまして、既に普通財産に移管しているんですけども、令和5年3月末にもう既に閉校しております旧石山中学校、これにつきましては令和7年3月に一般質問の答弁で今年度中に避難所、避難場所をハイウェイオアシス館に移行しますということで現在市長部局において作業を進めている最中です。移行後の石山中学校の利活用の取扱いにつきましては、今ご説明した段階、4段階になると思うんですけども、こういった考え方に基づいて、この後手順を踏みながら、総務部中心に全庁的な協議の中で方向性、結論を出していく予定であるということも市長部局から聞いておりますので、そういった意味では旧石山中学校のこれからの作業手順、手順が今

後閉校となる砂川の各小学校の利活用の方向性を決定していく際の前例になると思っておりますし、様々な状況を総合的に勘案しながら、そういった可能なものからしっかりと方向づけをしていくということで、今の段階ではこの時期までに結論を出すというロードマップといったものは示せませんが、そういった考え方の下でこの後全庁的な協議の中に進んでいきたいと考えております。

ただ、最後に、閉校施設……

○副議長 小黒 弘君 教育長、ちょっと立場上、教育長の立場を超えている部分になるので……

○教育長 板垣喬博君 分かりました。

○副議長 小黒 弘君 まだ続きますか。

○教育長 板垣喬博君 いえ。廃校施設、課題がかなり多くあります。というのは、用途地域の問題があつたりですとか……

○副議長 小黒 弘君 教育長、私が今聞いているので、そちらをまず答えてください。まだ続きますか。

○教育長 板垣喬博君 もうすぐ終わります。

○副議長 小黒 弘君 教育長の立場をしっかりとわきまえてまとめてください。

○教育長 板垣喬博君 分かりました。

廃校施設の課題というのは相当なものが正直ございます。なので、用途地域の問題だったり、費用の問題であつたり、あるいは用途地域を見直した後も、もし売却するという事になると測量の問題があつたりですとか、そういった大きな課題がございますので、それは教育委員会だけでは実は解決できない問題でありまして、そういった課題の解決も含めて方針といったものは策定していかなければならないと思いますので、そういったことも含めて全庁的な協議の中で進めていきたいと考えております。

○副議長 小黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 教育長から聞きたいことは全て聞いてしまったので、あとはその確認ということになると思うんですけども、事業債、たしか使うと何年以内に解体しなければならないという制限がついていた気がするんですけども、それを含めて使えば何年以内ということで、そこは一応方向性が出てくるのかなと思うのと、私が聞きたいと思っていたことは全て当然考えられているなということは分かったんですけども、やはりこうした状況というのは委員会等で随時私は報告してほしいなと思います。というのは、私も市民から問合せがあつて困ったなと思ったのは、学校がなくなるけれども、今後どうなるんだろうねと、漠然とした市民の問いになかなか答えられないというものもあるんです。言わんとしているのも分かるんです。この学校がなくなったら、ふだんでさえ、中央小学校なんですけれども、鹿が来て花壇を荒らしていると。ここを例えば誰も使わなくなったら野生動物も入りたい放題になるし、防犯上も景観上も問題になるよねと言われたら、そうで

すよねとしか言いようがないんです。そういった部分で、やはり議会に随時何か進展があったらぜひ報告していただきたいなということを最後に要望して私の質問を終わります。
以上です。

○副議長 小黒 弘君 武田議員の一般質問が終了いたしました。

◎延会宣告

○副議長 小黒 弘君 本日はこれで延会をいたします。

延会 午後 2時09分